

深川市過疎地域持続的発展市町村計画

（令和 3 年度～令和 7 年度）

北 海 道 深 川 市

(表紙裏)

目 次

1. 基本的な事項

(1) 深川市の概況	1
(ア) 深川市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	
① 自然的条件	
② 歴史的条件	
③ 社会的条件	
④ 経済的条件	
(イ) 深川市における過疎の状況	
(ウ) 深川市の社会経済的発展の方向と概要	
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(ア) 人口の推移と動向	
(イ) 産業別人口の推移と動向	
(3) 行財政の状況	5
(ア) 行政の状況	
(イ) 財政の状況	
(ウ) 主要公共施設等の整備状況	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	1 1
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	1 1
(7) 計画期間	1 1
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	1 1

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成..... 1 3

(1) 現況と問題点	
(ア) 移住・定住	
(イ) 地域間交流	
(ウ) 人材育成	
(2) その対策	
(3) 計画	

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	1 5
(ア) 農業	
(イ) 林業	
(ウ) 工業・鉱業	
(エ) 企業誘致	

- (オ) 起業
- (カ) 商業
- (キ) 観光・レクリエーション
- (ク) 労働
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 産業振興促進事項

4. 地域における情報化 2 3

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画

5. 交通施設の整備、交通手段の確保..... 2 4

- (1) 現況と問題点
 - (ア) 道路
 - (イ) 交通
- (2) その対策
- (3) 計画

6. 生活環境の整備..... 2 7

- (1) 現況と問題点
 - (ア) 公園・緑地
 - (イ) 住環境
 - (ウ) 上水道
 - (エ) 下水道
 - (オ) 廃棄物処理
 - (カ) 環境衛生
 - (キ) 交通安全
 - (ク) 消防・救急
 - (ケ) 防災
 - (コ) 防犯
 - (サ) 住宅の除排雪
 - (シ) バリアフリー化の推進
- (2) その対策
- (3) 計画

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 3 3

- (1) 現況と問題点

- (ア) 児童福祉
- (イ) 地域福祉
- (ウ) 高齢者福祉
- (エ) 障がい者福祉
- (オ) 母子・父子福祉
- (カ) 保健
- (2) その対策
- (3) 計画

8. 医療の確保 38

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画

9. 教育の振興 40

- (1) 現況と問題点
 - (ア) 幼児教育
 - (イ) 義務教育
 - (ウ) 特別支援教育
 - (エ) 高校・大学教育等
 - (オ) 社会教育
 - (カ) スポーツ・レクリエーション
 - (キ) コミュニティ
- (2) その対策
- (3) 計画

10. 集落の整備 45

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策

11. 地域文化の振興等 46

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画

12. 再生可能エネルギーの利用の推進 47

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	4 8
(1) 現況と問題点	
(ア) 中心市街地活性化	
(イ) 国際交流・多文化共生	
(ウ) 協働の推進	
(2) その対策	
(3) 計画	
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	4 9

1. 基本的な事項

(1) 深川市の概況

(ア) 深川市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

深川市は、北海道のほぼ中央にあって、東は旭川市、西は滝川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、南は芦別市、赤平市、北は幌加内町、小平町の4市5町に接し、面積は529.42km²で東西22km・南北47kmにおよんでいる。

本市の北部から南に雨竜川が、南部を東西に北海道第1の長流石狩川が貫流し、この両河川を中心に両翼にひらける平地には市街地と農耕集落が形成されている。

気候は、やや大陸的で道内都市のなかでは中ようを示し、しのぎやすく、積雪は12月初旬からみられ、最大1m前後となるが、4月初旬には消え、気候風土に恵まれている。

② 歴史的条件

安政4年、北海道の名付け親といわれる松浦武四郎は、石狩川の岸辺を中心に集落を形成していたアイヌの人たちを案内人にして、現深川市広里から旭川市との境界付近である神居古潭までの調査を行った。

明治2年、北海道に開拓使が置かれ、同19年からは、北海道の開拓を進めるため札幌から上川（現旭川市）まで通じる道路の整備が進められた。

明治22年に上川道路（現国道12号）が開通し、同23年華族組合農場が設立、同28年屯田兵が入植するなど本市の開拓が進められた。

大正7年に町制を施行し、昭和38年には隣接する1町3村、深川町・一巳村・納内村・音江村が合併し本市が誕生した。さらに同45年、隣接する多度志町と合併し現在に至っている。

③ 社会的条件

明治25年、水稻栽培が本市で初めて試されて以来、石狩川・雨竜川流域にひろがる肥沃な土壌と恵まれた気候によって稲作を中心とした農業を基盤としてまちづくりが進められてきた。

昭和30年以降における国民経済の発展と農業の生産性の上昇に伴い、農業構造改善事業を積極的に導入し、同38年の深川市誕生のときは農業基盤整備の最盛期に入っている。

しかし、我が国の高度経済成長により、第2次、第3次産業への市外流出が大きく、この頃から本市は、徐々に人口減が現れ、農業人口も減少している。

基幹産業である農業が発展していくために、基盤整備、経営規模の拡大と担い手の育成などを通じて、稲作をはじめ地域特性を生かした畑作、果樹、野菜、花き、畜産経営に取り組んでいる。

また、基幹作物である米については、「ゆめぴりか」「ふっくりんこ」「ななつぼし」を中心に良質良食味米主産地として高い評価を受けている。

④ 経済的条件

本市は、JR函館本線・留萌本線が発着しており、道路は国道12号・233号・275号のほか14路線の道道を幹線として市道が縦横に結び、基盤の目のように形成された道路網は市民生活の利便を高めることはもとより、札幌を中心とする道央と旭川を中心とする道北とを結ぶ交通の要衝となっている。また、北海道縦貫自動車道、高規格幹線道路深川留萌自動車道など高速交通網も含めて充実している。

このような条件にあつて、経済の基盤は第一次産業であるが、稲作を中心に畑作、野菜、果樹、花き、畜産など幅広い農畜産物が生産されている。農産物加工や木材加工、砂利等の地場資源を利用したコンクリート製品製造業等の第二次産業も発展しているが、社会経済環境の変化への対応が求められている。

第三次産業も、北空知圏域の商圈を担う中心的地域として発展しているが、人口の減少や購買層の旭川圏などへの流出により伸び悩みの状況にある。

しかし、交通網の充実、流通体系へ大きなプラス効果を生み出すことが可能であり、農業と他の産業との結びつきを深めることで、産業経済活動の活発化が期待される。

(イ) 深川市における過疎の状況

深川市の人口の推移（国勢調査結果）は、合併以前ではあるが昭和 30 年の 42,520 人をピークに年々減少し、昭和 35 年には 41,590 人（減少率 2.2%）、昭和 50 年には 36,000 人（減少率 13.4%）、平成 2 年には 30,671 人（減少率 14.8%）、平成 17 年には 25,838 人（減少率 15.8%）、平成 27 年には 21,909 人（減少率 15.2%）となっている。昭和 30 年と平成 27 年の対比では 20,611 人減少し、減少率については 48.5%となっている。また、令和 3 年 3 月 31 日現在の人口（住民基本台帳）は、19,767 人で依然として減少を続けている。

こうした人口減少の主な原因は、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代後半にかけて高度経済成長の時代における大都市への人口流出と、社会・生活基盤整備の遅れ、担い手不足等による離農、若者の雇用を確保する企業の立地数が充分でないことなどによるものと考えられる。

(ウ) 深川市の社会経済的発展の方向と概要

本市の基幹産業である農業は、稲作が中心で、北海道でトップクラスの良質・良食味米の生産地であるが、経済連携協定の発効によるグローバル化の進展、国内における主食用米の需要量の減少、農業者の高齢化・後継者不足、労働力不足のほか、近い将来において規模拡大に限界が生じ、農業生産活動や優良農地の利用・保全に支障を来す恐れがある。

水田農業を基幹とする本市農業を取り巻く情勢はさらに厳しさを増していることから、「売れる米づくり」のための取り組みを一層強化していくことが必要である。

このため、農業所得を十分に確保するための生産基盤である土地改良施設等の計画的な整備や作業の効率化・省力化を推進するスマート農業の導入、意欲ある担い手の育成・確保や多様な人材による労働力の確保、多様化が進む消費者のニーズに対応した安全で良質な食料生産、農畜産物の加工による付加価値向上、産地ブランド等による販路の拡大などにより、農家経営の安定を目指した農業施策を推進する。

第二・第三次産業については、本市の豊かな自然と恵まれた立地条件を生かしながら地場産業の新分野への進出や企業誘致の積極的な取り組みを継続するとともに、サービス業を含め既存企業の充実を図ることにより、雇用の確保に努め、活力ある産業社会の形成を目指す。

(2) 人口及び産業の推移と動向

(ア) 人口の推移と動向

本市は、平成4年度から過疎地域の指定を受け過疎対策に取り組んできたが、人口は依然として減少傾向にある。

これは、生産年齢層の市外転出が大きな要因と考えられ、産業、社会、生活基盤整備の遅れや、新規学卒者の雇用を確保する企業等の不足、担い手不足による離農等が人口流出の主な要因として挙げられる。

次に年齢階層別人口の推移を見ると、0～14歳までの年少人口は、昭和35年以降高い減少率を示しているが、平成2年から減少率は小さくなっている。

15～64歳の生産年齢人口についても減少しており、平成2年以降は大幅な減少となっている。

これは若者の都会志向などによる労働力の大都市への流出や雇用の不足の影響によるものが大きな要因である。

65歳以上の高齢人口は、年少人口、生産年齢人口とは逆に上昇しており、平成2年には老年人口が年少人口を上回った。平成27年には、39.4%と比率とともに急激な増加を示しており、将来的には、老年人口が生産年齢人口を上回ることが推計される。

以上のように本市における年齢階層別人口は、年少人口及び生産年齢人口が減少傾向を示し、高齢人口は年々増加を続け、少子高齢化が急速に進んでいることを示している。

今後とも、この傾向が続く可能性を否定できないものであるが、生産年齢層の流入及びそれに伴う青少年年齢層の流入を目指す必要があるため、地場産業の振興や企業誘致による雇用の拡大及び観光・レクリエーション事業の展開等による雇用の開発、また、子育てのしやすい環境の整備などに取り組むことで人口減に歯止めをかけ、徐々に生産年齢人口や年少人口の増加をもたらすものと考えられる。

(イ) 産業別人口の推移と動向

深川市は、良好な気候条件と肥沃な沖積土壌を生かした農業を基幹産業として地域経済の基盤をなしてきた。昭和35年の就業人口比率は、第一次産業がおよそ60%、第二次産業10%、第三次産業が30%の構成であったが、それ以降第一次産業は減少し、昭和45年には第一次産業と第三次産業人口の比率が逆転した。

第一次産業においては、特に農業の減少が目立っている。昭和35年には産業人口構成比60.1%であったものが、昭和50年には半減し、その後も減少が続いている。

現在においても、担い手不足等による離農が進んでおり、農業経営者の高齢化が進んでいることから、担い手の育成確保や新規就農の促進をはじめ今後の農業情勢を踏まえた農業経営の多様化と体質強化による経営安定を図る対策が必要である。

第二次産業においては、景気変動に左右されながらも昭和35年の産業人口構成比9.6%と比較し、平成2年までは増加傾向にあったものの、昨今の著しい景気の後退により、市内大手の建設業や木材加工業の倒産、金属加工業の撤退が相次ぎ、厳しい状況が続いている。

また、企業誘致をはじめ産業経済をめぐる環境は厳しいものがあるが、今後においても地場産業の育成強化や新規企業の立地促進を着実に進めることにより、雇用拡大を進める必要がある。

第三次産業においては、昭和35年に産業人口構成比が30.3%であったものが、昭和50年には

約半数の 50.1%となり、平成 27 年には 68.8%と構成比では増加しているものの、中心市街地にあった事業者の廃業などにより空洞化が進行していることから、商店街の活性化、空き地空き店舗の活用、中心市街地への定住促進などの対策が急務となっている。

表 1－1 (1) 人口の推移（国勢調査）

（単位：人、％）

区 分	昭和35年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	41,590	36,000	△13.4	30,671	△14.8	25,838	△15.8	21,909	△15.2
0 歳～14 歳	13,519	8,453	△37.5	4,736	△44.0	2,789	△41.1	1,995	△28.5
15 歳～64 歳	26,029	24,218	△7.0	20,521	△15.3	15,142	△26.2	11,286	△25.5
うち 15 歳～ 29 歳(a)	11,647	7,800	△33.0	5,245	△32.8	3,433	△34.5	2,275	△33.7
65 歳以上 (b)	2,042	3,329	63.0	5,395	62.1	7,905	46.5	8,628	9.1
不 詳	—	—	—	—	—	2	—	—	—
若年者比率 (a)／総数	28.0	21.7	—	17.1	—	13.3	—	10.4	—
高齢者比率 (b)／総数	4.9	9.3	—	17.6	—	30.6	—	39.4	—

表 1－1 (2) 人口の見通し

（単位：人、％）

区 分	平成 22 年 (実 数)	平成 27 年 (実 数)	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
総 数	23,709	21,909	20,533	19,200	17,857	16,541	15,261
0 歳～14 歳	2,295	1,995	1,747	1,745	1,741	1,789	1,710
15 歳～64 歳	13,128	11,286	10,045	9,071	8,223	7,360	6,678
うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,617	2,275	2,104	2,073	1,806	1,583	1,587
65 歳以上 (b)	8,284	8,628	8,741	8,384	7,893	7,392	6,872
不 詳	2	—	—	—	—	—	—
若年者比率 (a)／総数	11.0	10.4	10.2	10.8	10.1	9.6	10.4
高齢者比率 (b)／総数	34.9	39.4	42.6	43.7	44.2	44.7	44.4

※深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン＜改訂版＞における「目指すべき人口の将来展望」より

(3) 行財政の状況

(ア) 行政の状況

本市では、効率的な行政運営を行うため平成 17 年度に「行政運営プラン」を策定し、同プランに伴う取り組み実績や本市を取り巻く諸事情の変化を踏まえた行財政運営の方向性を明らかにするため、平成 19 年度には「行政運営プラン改訂版」を策定したほか、ゼロベースからの事務・事業の見直しなどを進めてきた。

さらに、平成 20 年度に推計した平成 21 年度から 28 年度までの財政収支の見通しにおいて収支の不足が見込まれたことから、各年度の収支不足の解決策として「財政収支改善案」を定め、歳出の抑制や財源の確保など財政の健全化に向けた取り組みを進めてきた。

地方分権改革が目指すところの地方の自主性・自立性を向上させ、多様化する住民ニーズに対応した行財政基盤を構築するためには、市民との情報の共有や透明性の高い行政運営や組織・機構の見直しのほか、人口減少に負けない活力ある持続可能なまちづくりを着実に進めていかなければならない。

このため本市では、令和 2 年 3 月には「深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン<改訂版>」及び「第 2 期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の状況を直視しつつ、SDGs 等の時代の潮流を捉えながら、地方創生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進し、さらには、令和 2 年 12 月に策定した「深川市強靱化計画」に基づき、国土強靱化に関する施策について、国や北海道と調和した取り組みを進め、市民一人ひとりが夢と希望を持って、生き生きと安心して暮らすことが出来る、深川のまちづくりに取り組んでいる。

さらに、平成 30 年 6 月には、本市と妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の 1 市 4 町により定住自立圏形成協定を締結し、同年 10 月に策定した北空知定住自立圏共生ビジョンに基づき、様々な課題に対して相互に連携し、圏域全体で生活に必要な機能の充実・確保に取り組むなど、広域連携を推進している。

このほか、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、地域経済や住民生活の支援を目的とした各種施策を効果的に実施していく必要がある。

(イ) 財政の状況

本市は地方交付税及び譲与税等が収入の約 4 割を占めていることから、国の地方財政計画や各種制度改正、景気動向に伴う影響等を受け、歳入は年度によって大きく変動している。

また、長引く景気の低迷や人口の減少などにより市税収入が減少傾向であったところに、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症による経済への影響が生じた。

一方、歳出は、時代の移り変わりとともに求められる公共サービスが多様化してきている。公共交通対策や、農業対策、少子高齢化に対応する福祉費、市立病院の経営健全化の対応、防災・減災に向けた本市の強靱化、公共施設の老朽化に伴う修繕や、集約化・複合化を踏まえた建て替えの推進、住民が求める各種ソフト事業への対応等、従来から行ってきたサービスに加え、様々な事業を展開しており、今後も多額の経費が必要となる見込みとなっている。

また、本市の健全化判断比率は、実質公債費比率と将来負担比率が全道の自治体の中でも高い状況が続いており、その要因の一つとして地方債の残高が高いことがあるため、これまで全会計ベースで各年度の新規借入額が元金償還金以内となるよう計画的に借入残高を縮小するなど、着

実に成果を上げていることから、今後もこの対策を継続し健全化判断比率が減少するよう努める。

今後においても、財源確保対策を検討し限られた財源を計画的・効率的に配分するとともに、各種事業の経費節減や選択と集中に努め、収支均衡と健全性を保ち持続可能な財政運営を行う。

表 1－2 (1) 財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額A	17,295,565	18,269,592	17,057,947
一 般 財 源	10,432,691	10,157,051	9,816,102
国 庫 支 出 金	2,744,927	1,878,735	1,727,043
都 道 府 県 支 出 金	963,800	2,673,663	1,356,789
地 方 債	1,352,407	2,070,623	2,260,509
うち過疎対策事業債	356,100	1,256,300	1,587,200
そ の 他	1,801,740	1,489,520	1,897,504
歳出総額B	16,847,396	18,046,321	16,996,289
義 務 的 経 費	6,962,267	7,086,646	6,887,075
投 資 的 経 費	2,329,374	3,065,813	2,452,160
うち普通建設事業	2,329,374	3,055,498	2,418,625
そ の 他	7,555,755	7,893,862	7,657,054
過 疎 対 策 事 業 費	2,248,527	1,604,837	2,277,781
歳入歳出差引額C (A－B)	448,169	223,271	61,658
翌年度へ繰越すべき財源D	79,243	227	3,299
実 質 収 支 C－D	368,926	223,044	58,359
財 政 力 指 数	0.250	0.243	0.260
公 債 費 負 担 比 率	21.8	22.0	22.9
実 質 公 債 費 比 率	18.9	14.5	15.1
起 債 制 限 比 率	12.4	11.3	9.2
経 常 収 支 比 率	80.3	83.6	88.2
将 来 負 担 比 率	174.3	128.3	133.8
地 方 債 現 在 高	24,326,154	22,959,298	22,417,512

(ウ) 主要公共施設等の整備状況

本市の主要公共施設整備状況の推移をみると、市町村道については、令和元年度末現在で改良率 61.0%、舗装率が 57.3%の進捗を示しているが、いまだ約 4 割の道路が未整備であり、今後においても全面改良・舗装を必要とする路線は多く、計画的な整備を進めることが必要である。

水道普及率及び水洗化率については、従来からの計画的な整備により確実に上昇しているが、若年層を中心とした定住促進や市民の快適な生活環境の確保から、引き続き整備が必要である。

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 元年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	27.1	42.7	55.2	58.7	61.0
舗装率 (%)	21.0	38.8	51.4	55.2	57.3
農道 延長 (m)					
耕地 1 ha 当り					
農道延長 (m)	0.3	0.0	13.1	20.8	20.8
林道 延長 (m)					
林野 1 ha 当り					
林道延長 (m)	0.7	0.2	0.2	0.2	0.2
水道普及率 (%)	83.9	80.9	87.8	98.9	99.6
水洗化率 (%)	7.3	45.2	70.5	83.2	94.4
人口千人当りの 病 院 ・ 診 療 所 の 病 床 数 (床)	9.5	10.2	52.7	49.5	51.9

※人口千人当たりの病院・診療所の病床数は医療施設（動態）調査より

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、まちづくりの指針となる「深川市総合計画」に基づき、人口減少に負けない活力ある持続可能なまちづくりに向け、積極的かつ効率的に諸施策を展開している。

また、「深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン<改訂版>」及び「第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、SDGs等の時代の潮流を捉えながら、地方創生に向けた取り組みを進めることとしているほか、「深川市強靱化計画」に基づき、国土強靱化に関する施策について、国や北海道と調和した取り組みを進めていくこととしている。

広域連携の取り組みとしては、北空知1市4町で構成する北空知定住自立圏において「北空知定住自立圏共生ビジョン」に基づき、圏域全体で相互に連携しながら、地域資源を活かした魅力あふれる地域づくりを推進している。

さらには、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、地域経済や住民生活の支援などを目的とした各種施策に取り組むこととしている。

本市は、平成4年4月1日に過疎地域市町村の公示を受け、市総合計画を踏まえた過疎地域活性化計画を策定し、産業の振興や交通通信体系の整備などの過疎対策を進め一定の成果を収めてきたが、依然人口は減少し続けており、産業経済の活性化や雇用の確保、生活環境の整備など課題は多く、引き続き過疎対策を積極的に展開していくことが必要である。

この計画の推進にあたっては、効率的な行政運営、健全な財政運営、民間活力の導入、広域行政の推進、国・道との連携などに十分配慮し、市民との協働により総合的かつ計画的に取り組むものとする。

特に、地域の持続的発展は、行政と市民が一体となった積極的な地域づくりが重要であり、従来にも増してソフト面での充実とこれを担う人材の育成が求められている。そのため地域づくりを支える人材の確保と育成、活動機会の拡充や社会参加の環境づくりを進める施策の展開を図るものとする。

これら過疎対策の推進にあたっては、「北海道総合計画」や「北海道過疎地域持続的発展方針」との整合性を図り、以下の各分野において本市の特性と地域資源等を活用した積極的・効果的なまちづくりを行うことを基本方針とする。

(移住・定住・地域間交流の促進、人材育成)

人口減少に負けない活力ある持続可能なまちづくりを推進し、地域の持続的発展を図るためには、定住人口の増加や関係人口の創出が必要不可欠であることから、移住・定住サポートセンターを中心とした移住・定住の取り組みを引き続き強化するとともに、地域間交流の促進により交流人口や関係人口の創出・拡大を図るため、グリーンツーリズムやスポーツ合宿、文化振興事業などに加え、首都圏企業等のワーケーション受け入れを推進する。

人材育成については、あらゆる分野で活躍できる人材や団体の育成を図るとともに、広く市民に対してまちづくりや地域づくりに参画する意識や機運の醸成を促進する。

(産業の振興)

地域の持続的発展を図るためには、産業振興を推進し、所得の増加と雇用の拡大を図ることが重要な課題である。産業の振興にあたっては、自然環境の保全に配慮しながら、各種の基盤整備

を進めるとともに、人材の確保や市場開拓、情報の収集・提供、イベント開催などのソフト対策の充実を図る。

農業については、経営規模の拡大と生産コストの低減、担い手の確保・育成、優良農地の継承による農家経営の体質強化に努め、環境に配慮した農業生産を推進し、消費者ニーズに対応した農畜産物づくりと販路の拡大、加工による高付加価値化を図るとともに、高品質な農産物生産のための施設整備、生産の基盤となる農道・農地等の整備や、近年深刻化しているエゾシカなどの鳥獣による農業被害の防止対策に取り組むほか、農業農村の活性化を図るため、豊かな自然と農村環境を生かした都市との交流を行い、魅力ある農村づくりを進める。

林業については、森林資源の増強や森林の持つ公益的機能を高め、自然環境に調和した保養・レクリエーションの場としての活用を図る。

地場産業については、生産技術の向上と経営体質の強化を図るとともに、地域の特性と消費者のニーズに対応した商品の開発や販路の拡大を促進するほか、農産物等の地域資源を活かした地場産業の育成を図る。

企業誘致については、工業立地による調和のとれた産業構造の実現と雇用機会の創出、地域経済の活性化のため、工業団地の立地環境の充実を図りながら、地域経済の生産性向上に資することが期待される製造業をはじめ、地域の農畜産物や自然環境の優位性などに着目する多種多様な企業・事業所の誘致活動を展開する。

起業については、本市の基幹産業である農業に関連する産業の振興を図るとともに、新産業の創出に向けた取り組みへの支援など、起業を促進するための環境づくりを行う。

商業については、経営の近代化や合理化を促進して企業・個店の体質強化を図るとともに、消費者ニーズに対応した商店街づくりを進める。また、中心商店街が新たな地域の核となるよう基盤整備に努めるとともに、コミュニティ活動の推進など地域に根ざした商業の振興に努める。

観光・レクリエーションについては、本市の雄大な自然景観や豊富な地域資源などを活用し、多様化する観光ニーズや環境変化に対応しながら、観光・レクリエーション施設の整備やイベント事業などのソフト面の充実を図り、地域の産業経済の振興と活性化に結びつけるものとする。

労働については、人口減少や若い世代の流出などにより人手不足が深刻化し、地域経済にも影響を与えることから、若手人材をはじめとした労働力の確保に努める。

(地域における情報化)

デジタル社会の実現に適切に対応しながら、スマートフォン、タブレット端末やAI、IoTなどの新たなICT技術を活用した情報提供・利活用や高齢社会・過疎化に対応した行政の情報化・効率化を進めるとともに、コロナ禍における新しい生活様式の中で、ICTは必要な技術であることが再認識されたことから、デジタル社会における情報リテラシーの向上を図り、市民のICT利活用を支援し、誰一人取り残さない、すべての市民がデジタル社会の恩恵を受けられるまちづくりと人材の育成に努める。

(交通施設の整備、交通手段の確保)

生活と産業に必要な道路網を計画的に整備するとともに、地域の暮らしを支える持続可能な公共交通網を形成することにより、市民生活の利便性の向上と産業経済活動の円滑化を図る。

(生活環境の整備)

幼児から高齢者までが豊かで潤いのある生活を享受することができるとともに、若者の定住を促進するため、公園や住宅、上下水道、小型合併処理浄化槽、環境衛生施設などを整備し、個性豊かな都市景観の創出と快適な生活環境づくりを進める。あわせて、まちなかへの居住を促進する。

また、交通事故の防止と災害や火災の防止、空家対策、防犯体制及び救急体制の充実に取り組み、市民生活の安定と安全を確保することに努める。

(子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進)

高齢者が可能な限り住み慣れた地域社会の中で、要介護状態になっても自分らしく暮らしを続けられるよう、必要な支援を行うための体制づくりを推進するとともに、認知症の人とともに生活するための総合的な取り組みや在宅福祉などサービスの充実を図る。

また、児童福祉や障がい者福祉などについては、施設の整備とソフト対策など、子育てを地域全体で支え、障がい者の自立に向けた取り組みについて支援を強化する。

(医療の確保)

市立病院にあつては、多様化、高度化等による医療環境の変化や地域住民の医療ニーズに対応しながら、他の医療機関と連携し、急性期医療や救急医療を担う地域のセンター病院として、良質で安定した医療を提供するため、医師等の医療従事者の確保や医療機器の整備に努める。

また、旭川医科大学と接続している遠隔医療システム（PACS）を含む院内ネットワークの整備を進め、高度医療の促進に努める。

さらに、健康増進や予防活動などの充実を図り、総合的な保健医療体制の確立に努める。

(教育の振興)

生涯にわたり豊かな人生を送るため、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果を日常生活等に適切に生かせる活力ある地域社会を築くため、様々な学習機会や場の提供をするとともに、その学習活動に重要な役割を果たす公民館等の社会教育施設をはじめ、体育施設、文化施設、図書館などの施設の整備・拡充を図り、学習活動環境の充実に努める。

また、学校教育施設の整備と教育内容の充実を図るとともに、高校・大学における魅力ある教育環境づくりに向けた取り組みを支援するなど、良好な教育環境の確保に努める。

(集落の整備)

地域の拠点となっている基幹集落については、下水道や公園、住宅などの生活環境の整備を図るとともに、分散する集落については都市の利便や機能が享受できるよう交通通信基盤の整備を図り、居住環境の向上と定住の促進に努める。

また、コミュニティ活動を推進し、地域共同社会の形成に努める。

(地域文化の振興等)

優れた芸術や文化に触れる機会を充実させるとともに、住民の自主的・創造的な文化活動の振興を図るための環境整備に努める。また、有形・無形文化財など、地域における文化遺産の保護に努めるとともに、郷土資料の積極的活用を図る。

(再生可能エネルギーの利用の推進)

国や北海道が取り組む 2050 年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現に向けた政策等の動向を見極めながら、再生可能エネルギーの普及・促進に努める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市では、「深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン<改訂版>」及び「第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、雇用の安定と創出、移住・定住の推進、子育て支援施策の充実などによる合計特殊出生率の向上を目指し、人口減少に負けない活力ある持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。

本計画における過疎対策に必要な施策の推進にあたっては、上記の取り組みと整合性を図るものとし、過疎対策の進捗度を客観的に把握するため、本計画期間内において達成すべき計画全般に関わる基本目標を下記のとおり設定する。

指標	目標値	説明
総人口	19,200 人（令和7年度）	深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン<改訂版>における「目指すべき人口の将来展望」に掲げる人口の目標

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

「深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン<改訂版>」及び「第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、毎年度、外部有識者で構成する「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」にて事業効果の検証を行い、事業の見直し等につなげているほか、検証結果については、市議会へ報告している。

本計画における目標や施策は、人口ビジョン及び総合戦略と整合性が図られた内容であることから、上記、毎年度の事業効果の検証をもって、本計画の評価とする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成28年11月に策定した「深川市公共施設等総合管理計画」では、本市の公共施設等を効率的かつ効果的に管理していくための基本方針を以下のとおり定めている。

長寿命化の推進については、適切な施設維持管理と、定期的な点検・計画的な修繕により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めることを基本方針とする。

また、総量資産の適正化については、老朽化により施設等の維持管理が困難かつ活用が見込まれない場合には、統廃合及び除却などによる最適な配置を検討していく。

公共施設のうち、新たな施設整備については、施設の性格、必要性及び運用コストを慎重に検討し、単独整備よりも施設の複合化・集約化を優先することとする。

道路、橋梁、上下水道、ブロードバンドなどインフラ施設については、市民生活に欠くことのできない施設であり、複合化・集約化等や用途変更、施設廃止等の取り組みが適さないことから、ライフサイクルコストを考慮し、安全に長寿命化を図っていくことを基本とする。

本計画における過疎対策に必要となる全ての公共施設等の整備は「深川市公共施設等総合管理計画」に適合するものであり、上記の基本方針に沿って適切な管理を推進するものとする。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

(ア) 移住・定住

人口の減少と高齢化の進展に伴い、特に地方では、産業の衰退や財政力の低下が懸念されるなど、今後も厳しい状況が見込まれる。このような現状から、人口の減少を緩やかにし地域の活性化を図る手段として、移住・定住の推進は重要な施策の一つである。

この推進にあたっては、移住・定住サポートセンターを中心に、都市部やオンラインでの移住セミナーを積極的に活用して本市の魅力を全国に情報発信するとともに、移住体験事業の充実、空家等住居の紹介、職業紹介、移住後のサポートなど、移住希望者のニーズにきめ細かく対応し、他地域との差別化を図ることが必要である。

(イ) 地域間交流

自由時間の増大や交通の利便性の向上などにより、本市においても他地域との交流が盛んになっており、このような交流の活発化を地域の活性化に結びつけていくことが求められている。

自然とふれあう都市と農村との交流や、スポーツイベントを通じての交流、また、芸術、文化などにふれる機会を通じての交流など、地域の資源を活かした交流を拡大するとともに、ワーケーション推進事業に取り組み多様な人材が本市に滞在する機会の創出を図ることにより、新たな活力を生み出す地域連携・交流を促進し、地域の活性化につなげていくことが必要である。

(ウ) 人材育成

活力あるまちづくりに資するため、次代を担う世代の育成が重要であることから、あらゆる分野を対象とした人材育成事業に取り組んでいる。

今後も次代を担う世代を中心に地域づくりのための活動に対する積極的な支援など、人材や団体の育成を進める必要がある。

また、地方分権の推進の中、自らのまちは自らがつくるという住民自治の理念のもと、市民と行政が協働してまちづくりを進めていくことが必要である。

(2) その対策

(ア) 人口減少の抑止と活性化を図るため、移住・定住を推進する。

(イ) グリーン・ツーリズムの推進などによる都市と農村との交流を促進する。

(ウ) 積極的な合宿招致活動や国内一流選手が出場するレベルの高い陸上競技会（ディスタンスチャレンジ大会）、各種イベントの開催など、スポーツを通じた交流機会を拡充する。

(エ) 参加・体験型や滞在・拠点型など交流を促す施設を整備するとともに、ソフト事業の展開による交流機会を拡充する。

(オ) 芸術、音楽、演劇などを通じた文化交流や文化団体などのネットワークづくりを推進する。

(カ) ワーケーション推進事業に取り組み関係人口の創出を図る。

(キ) 様々な分野において、地域づくりを支え主体的に担う人材や団体の育成を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (事業名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住体験住宅整備	市	
	(2) 地域間交流	ワーケーション施設整備	市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	移住・定住	・移住・定住推進事業 移住・定住サポートセンターを中心に、都市部やオンラインでの移住セミナーを積極的に活用して本市の魅力を全国に情報発信するとともに、移住体験事業の充実、空家等住居の紹介、職業紹介、オンライン移住相談、移住後のサポートなど、個々のニーズに応じた支援を行う。	市	【効果】 人口の減少を穏やかにし、地域経済の活性化が期待される。
	地域間交流	・ワーケーション推進事業 職場や居住地から離れ、余暇を楽しみつつテレワークなどで仕事を行う首都圏等都市部の企業の受け入れを行う。	市	【効果】 都市から地方への「新しい人の流れ」が生まれることにより、地域及び地域経済の活性化が期待される。
	人材育成	・人材育成事業 あらゆる分野における地域づくりのための活動を行う人材や団体の育成が必要であることから、地域づくりに資する調査研修や、交流事業、担い手育成事業などの活動を支援する。	市	【効果】 次代を担う世代の育成が図られるとともに、地域への波及効果が期待され、活力あるまちづくりに資する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 農 業

本市は、北海道のほぼ中央部で、石狩平野の北部に位置し、気候は内陸型で、平均気温も高い。

耕地面積は 11,500ha で、深川市総面積の 21.7%を占め、水田が 8,640ha（令和 3 年 2 月現在）と全耕地面積の 75%を占め、一戸あたりの平均耕地面積は 16.6ha であり、恵まれた自然環境や地域の特徴を生かしながら、これまでの近代的な農業機械・施設や新技術の導入によって「安全でおいしい」農産物の生産に取り組んできている。

特に、基幹作物である水稻は「ゆめぴりか」「ふっくりんこ」「ななつぼし」に代表されるように良質・良食味米の生産地として道内でもトップクラスの米産地となっている。

また、転作による小麦・大豆・小豆・そばの畑作物や野菜・花きなどを取り入れた複合経営が行われており、丘陵地帯では、それぞれ地域の特性を生かした畑作、果樹、畜産経営が行われている。

農業・農村の現状は、TPP11 協定や日米貿易協定等の経済連携協定発効によるグローバル化の進展、国内における主食用米の需要量の減少、農業者の高齢化・後継者不足、労働力不足のほか、近い将来において規模拡大に限界が生じ、農業生産活動はもとより優良農地の利用や保全に支障を来す恐れがあるなど、多くの課題を抱えている。また、食の安全・安心の観点から、消費者の農や食に対する関心も高まっている一方で、農業・農村は国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的な機能を有する点からも、あらためて注目されている。このため、農業所得の安定的な確保を促進し、作業の効率化・省力化を推進するため、スマート農業の導入の促進や食料の安定供給を図るための生産基盤である土地改良施設等の計画的な整備が求められている。

また、農業を継続的に発展させるためには、消費者に評価され売れる農産物の生産や海外を含めた販路拡大のための取り組み、将来的な農業労働力不足を解消する観点からも農外からの多様な人材による労働力の確保を推進するほか、他産業との連携や新規就農希望者を迎え入れるための体制の充実、後継者の研修等により、経営を担う多様な担い手の育成と確保を積極的に推進するとともに、近年被害が拡大しているエゾシカなど鳥獣による農業被害を防止するための対策を総合的に推進していくことが必要である。

さらに、農村の生活環境の向上と豊かな自然を生かした都市との交流を促進し、農泊、農業体験や加工体験の取り組みを推進し、関係人口の増加と開かれた魅力ある農村づくりを進める必要がある。

(イ) 林 業

本市の森林面積は、32,441ha あり、全面積の 61%を占め、林産物の生産、国土の保全、水資源のかん養、生活環境の保全等地域住民の生活と深く結びついている。

また、民有林のうち人工林面積は 8,492ha あり、そのうち育成途上の 35 年以下の林分が 42%を占めている。

本市はこれまで森林組合などと連携し、国や道の制度を活用するなどして林業振興に努めてき

たが、林業を取りまく環境は依然として厳しく、木材価格や需要の低迷、また林業経営費の上昇により生産活動が停滞し、間伐と保育等が適正に実施されない森林が増加している。

このため、森林所有者の造林意欲の啓発や森林組合の育成強化に努めるとともに、制度事業を積極的に活用し、自然的・社会的条件や森林資源の状況等を勘案しながら、それぞれの森林の重視すべき機能区分に応じて計画的に造林保育、道路網整備等を推進し、経済的・公益的機能の向上を図る必要がある。

さらに、森林に対する多様化したニーズに応えるため、レクリエーションや心のゆとりの場として森林の総合的な利用を図り、地域の活性化に努める必要がある。

(ウ) 工業・鉱業

本市の工業は、食料品や木材、窯業等地方資源型の割合が高く、その多くは中小規模にあるが、地域の経済活動や雇用の確保に大きな役割を果たしていることから、人材の育成や経営体質の強化を図るとともに、技術革新や情報化、消費者ニーズの多様化など社会経済環境の変化に対応した技術力の向上や新商品の開発、販路の拡大などに努める必要がある。

鉱業については、骨材生産のみであるが、建設業、コンクリート製品製造業にとって不可欠なものであり、このための陸砂利砕石の開発は、自然環境の保全に十分留意しながら資源開発に努める必要がある。

(エ) 企業誘致

昭和 63 年度に市独自の企業立地優遇制度を創設、平成 9 年度には工業団地用地取得費 100%助成措置を追加、平成 24 年度から対象要件の緩和など大幅に制度を拡充、令和元年度からは雇用増に応じた助成項目を追加したほか、専門機関を活用した立地意向調査や工業団地の環境整備を進めながら取り組んだところ、平成 29 年度、平成 30 年度、令和 2 年度にそれぞれ 1 社の工場の新增設が図られた。

直近における全国的な工場立地動向では、新規拠点の開設や設備投資に対して消極的な意向が大半を占めており、道内における企業立地も減少傾向となることが懸念されている。

このような環境の中においても、地域経済の活性化に資する、調和のとれた産業構造の構築と雇用機会の創出につながる工業立地の実現のため、魅力ある工業団地の形成に努めるとともに、地場産業の振興に資する農畜産物加工関連企業の誘致活動を持続的に展開するほか、住みやすさや自然環境の優位性などに着目する多種多様な企業・事業所の掘り起しが必要である。

(オ) 起 業

本市の基幹産業である農業は多くの課題を抱え、厳しい状況にあるものの、農業は、生産環境を整備し、生産から販売という一連の流れの中で多種多様な産業が生まれる可能性を秘めている。

産業としての農業や農業を起点としたこれからの新しい産業の可能性を考えた時、様々な角度や視点から地域に根ざした新たな産業を創出することが必要であり、これが、地場産業の振興や雇用機会の創出など地域経済を発展させる新たな原動力となる。

これからは、地元農産物の活用を核とする農商工連携による事業化や農業の 6 次産業化を図るほか、食料自給率向上の施策として注目されている新規需要米（米粉・飼料用米など）に関連す

る産業の創造など幅広い分野について、産学官が連携して取り組みを広げていく必要がある。

(カ) 商 業

本市の商業は、道央と道北を結ぶ交通の要衝として、また北空知一円を商圈として発展してきたが、産業構造の変化や核家族化・少子化の進展により人口の減少が進み、販売額は総体的に縮小傾向にある。

また、消費者ニーズの高度化・多様化、郊外における大型店の進出、商業後継者難など商業環境の変化が顕在化している。

このため、中心街の空洞化を防ぐことを目的に、これまでも空き地空き店舗対策、空き店舗発生抑止策に資する起業及び既存店舗改装に係る支援に取り組むとともに、賑わいを取り戻すため「プラザ深川（旧北海道拓殖銀行深川支店）」の利活用等を進めてきたところである。

今後、賑わいのある中心商店街の形成が求められていることから、消費者が買い物や食事などをしやすい生活環境の整備を進めていく必要がある。

さらに、地域商店街の魅力づくりと活性化の推進のためには、実行主体である「個店」「商店街・連合会」「商工会議所」「深川市」が適宜・適切に連携していく必要がある。

(キ) 観光・レクリエーション

本市の観光資源としては、雄大な自然景観と鮮明な四季の変化や新鮮で豊富な農作物など大地の恵みを活かしたものが数多くある。加えて、北海道縦貫自動車道、高規格幹線道路、国道3路線、JR2路線が交わる交通の要衝であるなど、恵まれた条件・自然環境を生かした観光地づくりを探求してきた。

地域活性化に及ぼす効果についての認識が高まっている観光は、多様化する観光ニーズや環境変化に柔軟・適切に対応する一方、今後も豊かな自然を生かし、地域とのふれあいと個性を重視した観光地づくりをさらに進めていかなければならない。

このため、今後も新たな特産品開発や食をテーマとした観光づくりなどの取り組みや、広域的連携による広域観光ルートの開発、体験事業などの展開、加えて観光を進める上で外国人観光者の誘客は欠かせないことから、その取り組みを推進する必要がある。

また、観光・レクリエーションイベント、まつりや観光ホスピタリティなど、観光客の嗜好や関心に対応したソフト面の充実や、道の駅「ライスランドふかがわ」、「アグリ工房まあぶ」、「まあぶオートキャンプ場」、「アップルランド山の駅おとえ」、「学びと集いの郷音江広里交流館エフパシオ（旧音江中学校）」などの既存施設と市内に点在する景勝地や史跡、地域産品などを活用した観光・レクリエーション施設の更なる開発と整備を進める必要がある。

(ク) 労 働

本市の労働情勢は、新規学卒者を中心とする若年者の都市圏への流出や、進行する人口減少により労働力が不足している状況にある。

その一方で、在職労働者の高齢化と、パート就労など非正規労働が増加する傾向にある。

このため、これまでも育児休業の取得支援や若年者・障がい者の雇用対策に取り組んできたが、今後もあらゆる人材が雇用の場を確保できるよう雇用環境整備を進めるとともに、若年労働者の

流出防止と地元定着に取り組む必要がある。

また、地場産業の新分野への進出や新規企業の誘致などによる就労機会の拡大を図るとともに、U J I ターン希望者の受け入れに努める必要がある。

(2) その対策

- (ア) 生産性の高い農業を確立するため土地基盤の整備を図る。
- (イ) 農地の流動化促進と有効利用を促進する。
- (ウ) 「安全・安心」で「おいしい」農畜産物の生産を図るためクリーン農業を推進する。
- (エ) 生産性の向上を図るため農業試験研究の推進と生産技術の向上に努める。
- (オ) 新作物の栽培、高収益作物の作付拡大により特産物の生産拡大に努める。
- (カ) 深川産米等の海外への市場開拓など、販路拡大のための取り組みを推進する。
- (キ) 農村と都市との交流を促進する。
- (ク) 優れた農業者の育成と後継者組織の強化を図る。
- (ケ) 農産物の統一ブランドの確立を促進する。
- (コ) 関係農業団体と連携し、優良農地の継承と担い手の育成・確保を図る。
- (サ) 酪農、畜産の体質強化を図る取り組みを推進する。
- (シ) 生産性の低い天然林や無立木地への造林を推進し、人工林に対する除間伐等の保育事業を実施するなど、生産性と公益的機能の向上に努める。
- (ス) 都市住民の農業とのふれあいを推進するために果樹を主体とした観光農園の拡大整備を促進する。
- (セ) エゾシカなどの鳥獣による農林業被害を防止するための対策を推進する。
- (ソ) 産学官や農商工連携による新産業の創出に向けた取り組みや既存事業者等の地域資源活用による商品開発・販路拡大等を支援する。
- (タ) 地場産業を次世代へ継承するため、加工用農産物栽培の技術確立し、加工品開発への展開を図る。
- (チ) 新規企業等の立地を促進するため、工業等開発促進補助金の活用と広里工業団地の環境整備を図る。
- (ツ) 関係団体との連携を図り、企業誘致を持続的に展開する。
- (テ) 消費者ニーズに対応した魅力ある中心商店街づくりを推進する。
- (ト) 起業や既存店舗の改装の取り組みを支援し、地域経済の維持・向上を図る。
- (ナ) 商店街組織の活性化や商店街イベント活動など、ソフト面の充実に努める。
- (ニ) 誰もが安全で快適な生活が営めるよう深川市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化を推進するとともに、国道、道道を含めた無電柱化の推進を図る。
- (ヌ) 地域資源を生かした観光・レクリエーション施設の開発と整備を図る。
- (ネ) 観光・レクリエーションイベントの開発育成や観光ホスピタリティなどのソフト面の拡充に努める。
- (ノ) 観光客の誘致活動を展開する。
- (ハ) 各種イベントなどを通じ、地域の活性化を推進する。
- (ヒ) 労働環境の整備を図るとともに、労働力の確保に努める。

- (フ) 北空知定住自立圏をはじめとする周辺市町村と連携し、地域資源を活かした魅力あふれる地域づくりを推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (事業名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の 振興	(1) 基盤整備			
	農業	経営体育成基盤整備 (大師大国地区) 排水路 L=120m	北海道	
		経営体育成基盤整備 (北納内1地区) 排水路 L=1300m	北海道	
		経営体育成基盤整備 (東納内1地区) 排水路 L=70m	北海道	
		経営体育成基盤整備 (東納内3地区) 排水路 L=680m	北海道	
		農業基盤整備事業 (鷹泊、宇摩)	北海道	
		水利施設等保全高度化事業	市	
	林業	市有林整備事業 下刈 50ha 除間伐 35ha	市	
		民有林間伐促進 450ha	森林組合	
		豊かな森づくり推進事業 450ha	森林組合	
	(4) 地場産業の振興			
	生産施設	加工用果樹栽培樹園地整備	市	
	加工施設	地域資源活用施設改修	市	
	(5) 企業誘致	工業団地内工場用地造成	市	
		工業団地内下水道汚水・雨水管整備	市	
	(7) 商業			
	共同利用施設	経済センター改修(外壁等)	市	
	その他	公共・公用施設のバリアフリー事業	市	
	(9) 観光又はレクリ エーション	道の駅「ライスランドふかがわ」改修(外壁等)	市	
		「まあぶオートキャンプ場」改修(外壁等)	市	
		まあぶバス整備事業 マイクロバス更新	市	
		桜山パワーアップロード整備事業 L=2,000m	市	
		学びと集いの郷音江広里交流館エフパシオ改修 (旧音江中学校)	市	

	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	・新規就農者確保対策事業 農外からの新規就農者に対し、就農確定時に交付する就農支援資金の他、研修時に必要な指導農家に対する謝金の助成や研修中の住宅の家賃助成等を実施する。	市	【効果】 新たな担い手の確保を図るとともに、本市農業の安定的な発展に資する。
		・深川未来ファーム運営支援事業 農業従事者の減少や高齢化などにより将来的には、農業生産力とともに地域コミュニティの維持に必要な人材の不足が懸念されている。農業への強い意欲を持った農外からの新規就農者を確保・育成し、優良農地の円滑な継承を推進するため、深川未来ファームによる新規就農希望者の相談窓口の運営や農業の担い手としての人材育成、優良農地の遊休化の防止に向けた取り組みを支援する。	市	【効果】 新規就農者を確保・育成することで域内農地の保全や持続可能な農業の構築を図る。
		・非農用地利活用促進事業 農村地域に点在する離農跡地について、所有者又はその土地を利用する農業経営者が、農作業の支障とならないよう農地に造成または整形したものに対し、その経費の一部を助成する。	市	【効果】 作業効率の良い優良農地ができ、省力化に資することで、今後増え続ける離農者の農地を余す事なく担い手に引き継がれることで、耕作放棄地の発生を防ぎ、集積に一層の効果が期待できる。
		・地産地消促進事業 ふかがわ産米・そばなどの地元農産物やこれらの加工品等の販売促進に取り組む。	市	【効果】 米・そばをはじめとする農産物の地元での消費を拡大し、販路の拡大と安定を図り、稲作を主体とした農業の振興が図られる。
		・農産物等海外販路拡大事業 海外の有望市場へのふかがわ産米の輸出をより一層推進するため、新たな輸出先の発掘に向け取り組む。	市	【効果】 農産物の消費拡大と事業者による商品開発・販路拡大が促進され、水田農業の持続的な発展に資する。
		・農業基盤整備事業（大師） 区画の大規模化等の基盤整備を促進する。	北海道	【効果】 農業生産の効率化、生産性の向上が図られる。
		・農業競争力基盤強化特別対策事業 次世代の農業者をはじめ多様な人材が活躍し、農業の潜在力をフルに発揮し、力強く魅力ある農業・農村を確立するためには、スマート農業技術を活用した一層の省力化・効率化などにより、生産力と競争力を高め持続可能で生産性の高い農業を展開していく必要がある。本事業は食料・農業・農村基本法の施行に伴い、食料自給率向上と環境に調和した持続的農業を維持するための農業生産基盤等の整備を早急に促進することを目的として、農業者が必要な整備に積極的に取り組めるように北海道と連携して農家負担を軽減するために行うもの。	北海道	【効果】 スマート農業技術の導入や大規模区画の造成など、農業の潜在力をフルに発揮するための生産基盤整備を促進することで、本市の持続的発展に資する。

		・深川農業ステップアップ推進事業 高品質米生産のための土壌診断や園芸作物作付拡大のためのビニールハウス骨材、ビニールへの助成、省力化を目的としたスマート農業に関する導入機器に対する支援等を行う。	市	【効果】 中山間地域などの条件不利地も含め、地域全体の農業生産力の向上が図られる。
	商工業・6次産業化	・起業支援・改装費等助成事業 市街地商店街の区域における空き地、空き店舗を活用して集客施設を設置し、または商業用店舗等を開設した中小企業者等に対してその費用の一部を助成する。	市	【効果】 店舗の機能の維持及び向上を図り、もって空き店舗の発生抑止に資するとともに、商業の振興及び地域経済の活性化が図られる。
		・育児休業取得支援事業 仕事と家庭の両立を支援するため、育児休業取得を推進する企業等に対し、助成金を支給する。	市	【効果】 労働者の仕事と家庭の両立が図られ、企業等においても今後の人材の育成に資するところであり、産業の活性化と地域の持続的発展が図られる。
		・若年者等雇用拡大奨励金事業 市内における若年者等の安定した雇用と労働力の確保を目的として、障がい者及び若年者等（44歳以下）を正規雇用した市内中小企業等の事業主に対し、60万円の奨励金（1名につき）を支給する。	市	【効果】 中小企業等における若年者等の恒常的かつ長期的な雇用が図られ、更なる企業の活性化と地域の持続的発展に資する。
		・若年者定住促進奨学金返還支援事業 大学等を卒業後、市内で就労された方を対象に、在学中に貸与を受けた奨学金の返還の一部を補助する。	市	【効果】 若年者の本市への定住の促進と、地域産業を担う人材の確保が図られる。
	観光	・夏冬まつり等助成事業 地域活性化のため、夏まつり・冬まつりなどのイベントを行う実行委員会に補助金を交付する。 過疎化の進行により人口減少が進む中、夏冬まつり等を継続していくためには、行政による人的・財政的な支援が求められている。	実行委員会	【効果】 継続して実施することで、本市のPRにつながり、地域の活性化や賑わいが期待できる。
	企業誘致	・企業誘致推進事業 (誘致活動・工業等開発促進補助金など) 各種調査、広報啓発、企業訪問などの誘致事業及び、立地企業に対する補助を行う。	市	【効果】 企業情報の収集と充実した優遇制度及びそのPRにより、新たな企業立地へつなげる必要があり、企業誘致による雇用機会の創出と地域経済の活性化が期待できる。
	その他	・地域資源活用・地場産業振興事業 地域の豊かな自然環境や農産物を活かした地域の活性化が必要であり、地域資源活用施設を活用した加工品製造や樹園地の環境整備をはじめ、地域資源を活用して商品開発に取り組む団体や製造事業者等へ助成する。	市	【効果】 農産物の高付加価値化や地域情報発信による地域産業の活性化が図られる。

	(11)その他	・畜産振興事業 畜産農家が自主的に取り組む伝染病予防対策、家畜診療等共済事業などに対する支援を総合的に実施することにより、耕種部門との連携をとりながら酪農や肉用牛生産などの畜産部門の振興を図り、地域の農業全体の安定と振興を図られる。	市	
		・オートキャンプ場施設維持整備事業 オートキャンプ場の整備と維持に努め、観光の振興及び地域経済の活性化を図る。	市	
		・労働福祉会館改修（外壁等） 労働福祉会館の整備と維持に努め、勤労者の文化の向上及び福祉の増進を図る。	市	

（４）産業振興促進事項

（ア）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
深川市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	

（イ）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策及び、（３）計画のとおり

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本市では、平成 10 年度に情報通信基盤として深川市マルチメディアセンターを整備、平成 18 年度には地域の生活情報サイト「深ナビ」を開設し、平成 22 年度には市内全域でブロードバンドを整備するなど、地域情報化の推進に取り組んでいる。

少子高齢化・人口減少が進行する中、今後の行政運営には、一層の効率化、魅力的な情報の継続的な発信が求められており、技術的進展が急速に進む ICT を積極的に活用し、業務の省力化や多様なメディアによる情報発信等を検討する必要がある。

行政の各種手続きについては、更なるオンライン化の拡充を検討するとともに、市民に対し積極的な周知広報を図り、市民が利用したい電子サービスのアクセスを容易にしていくなど、市民に便利な市役所の実現に取り組む必要がある。

また一方では、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等をデジタル技術により推進していく必要がある。

今後、地域における情報化を推進するにあたっては、デジタル技術に関する市民及び市職員のリテラシー向上や、デジタル・デバイド（情報格差）の是正について取り組んでいくことにより、誰一人取り残さない、すべての市民がデジタル社会の恩恵を享受できる環境づくりに取り組む必要がある。

(2) その対策

- (ア) AI、RPA 等を活用してシステムへのデータ入力やデータの確認作業等の事務作業の負担を低減するとともに、デジタル化・オンライン化による各種手続きの簡素化を図る。
- (イ) デジタル技術を活用し、誰でも簡単に利用できるシステムの構築、窓口の待ち時間の短縮や書類作成の簡素化、一度の手続きであらゆる手続きが完了する「ワンストップサービス」などを推進する。
- (ウ) すべての市民が、デジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタル環境の整備を推進するとともに、デジタル機器を身近に操作できるサポートに取り組む。
- (エ) デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進のほか、地元事業者のデジタルトランスフォーメーション化等の支援に取り組む。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (事業名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施策			
	ブロードバンド 施設	光ファイバーケーブル敷設事業 L=1,640m	市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	情報化	・ ICT 活用セミナー開催事業 高齢者やパソコンに不慣れな新社会人等に対してパソコン、タブレット、スマートフォン等の ICT 活用スキル向上を目的にセミナーを開催する。	市	【効果】 デジタルデバイトを解消し、家族・知人とのコミュニケーションやテレワーク等のデジタル化・リモート化が図られ、定住促進に資する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

(ア) 道 路

本市の道路網は、北海道縦貫自動車道を軸として、国道3路線とこれに連絡する道道14路線及び市道854路線によって形成され地域の発展と経済の交流に大きな役割を果たしている。

このような中で、国道12号の4車線化や国道233号の無電柱化・バリアフリー化が強く望まれている。また、航空機の利便性を活用し、地域経済の一層の活性化を図るため、旭川空港へのアクセス整備を促進する必要がある。

道道は、国道とともに市の幹線道路網を構成しているが、未整備区間の整備促進が求められている。

市道については、改良率61.04%、舗装率57.28%とほぼ全道水準となっているものの市民生活の利便や産業活動の基盤となるため、今後とも道路・橋梁の整備が必要である。

特に、令和3年4月現在275橋ある橋梁については、今後20年以内に建設後50年を経過するものが約6割に達するため、橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁の維持補修及び架け替えを行う必要がある。

また、都市計画道路の見直しを含め市街地の形成に即応した街路計画が必要である。

さらに、冬季間の交通確保のため除排雪機械の整備を図るなど、安全で快適な道路整備と維持管理に努める必要がある。

(イ) 交 通

社会情勢の変化や過疎化などに伴い、公共交通機関の維持は厳しい状況が続いており、コンパクトなまちづくりと公共交通網の関係性（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）を踏まえ、持続可能な公共交通網の形成が必要であり、これまでも市内バス路線において、循環線を新たに導入するなど、公共交通の再編事業に取り組んでいる。

鉄道については、長距離・大量輸送手段としての果たす役割が大きいことから、関係機関との協議に基づき、輸送機能の充実や利用の促進を図る必要がある。

バスについては、既存路線の維持が採算上厳しい状況となっていることから、利用者ニーズや事業者の経営状況などを踏まえ、必要なサービス水準の維持・確保、多様な輸送手段の活用などについて検討する必要がある。

また、公共交通空白地域における移動手段の確保や、交通結節機能の強化に向けた公共交通拠点施設の整備、国や北海道等と連携したMaaSの導入など新たなモビリティサービスについて研究していく必要がある。

(2) その対策

- (ア) 国道12号の4車線化を促進する。
- (イ) 国道233号の無電柱化・バリアフリー化を促進する。
- (ウ) 旭川空港へのアクセス整備を促進する。
- (エ) 道道深川雨竜線の無電柱化・バリアフリー化を促進する。

- (オ) 道道旭川深川線の4車線化を促進する。
- (カ) 道道深川多度志線の改築整備を促進する。
- (キ) 道道増毛稲田線 妹背牛橋の架替を促進する。
- (ク) 道道旭川多度志線の改築整備を促進する。
- (ケ) 道道湯内内園線の改築整備を促進する。
- (コ) 市民生活に密着した市道整備を促進する。
- (サ) 都市の機能要件である都市計画道路の見直しを進める。
- (シ) 安全な道路の整備のため適正な維持管理に努める。
- (ス) 橋梁の長寿命化計画に基づいた、適正かつ効率的な維持管理に努める。
- (セ) 災害時等の道路維持作業に緊急対応するための施設整備を図る。
- (ソ) 地域公共交通の再編事業を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (事業名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	蓬萊通線 改良舗装 L=1,000m W=6.0m	市	
		森元通線 改良舗装 L=930m W=5.5m	市	
		花園通線 改良舗装 L=560m W=5.5m	市	
		6号線 大型視線誘導標設置 L=3,600m W=7.0m	市	
		仲町通線 改良舗装 L=543m W=4.0m	市	
		音31号線 改良舗装 L=70m W=5.0m	市	
		音19号線 改良舗装 L=250m W=5.5m	市	
		山2線 改良舗装 L=610m W=4.0m	市	
		11号線 改良舗装 L=520m W=4.0m	市	
		日の出町線 改良舗装 L=340m W=5.5m	市	
		寺前通線 改良舗装 L=200m W=5.5m	市	
		2丁目線 改良舗装 L=550m W=5.5m	市	
		地方道路等整備事業 道路改良舗装	市	
	橋梁	橋梁長寿命化計画による橋梁維持補修及び架替	市	
		第1入志別橋 橋梁架替 L=30.6m W=8.7m	市	
	(2) 農道	大鳳1号線地区農道整備特別対策事業 改良・舗装 900m	北海道	
		音2号線地区農道整備特別対策事業 改良・舗装 1,200m	北海道	

		ふるさと農道整備（納内４丁目線地区） 改良・舗装 800m	北海道	
		納内１丁目線農道整備 改良・舗装 900m	市	
	(8) 道路整備機械等	建設整備機械 小型ロータリ１台、大型ロータリ１台 除雪ドーザ１台、グレーダ１台、除雪トラック１台	市	
		車両センター解体・新築	市	
		大型車庫新築	市	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	公共交通	・公共交通実証実験事業 将来的に市内公共交通を維持・確保していくため、既存 バス路線の再編や公共交通空白地域における移動手段と して新たな交通サービスの導入を図る。	市 交通事 業者	【効果】 持続可能な公共交通 網の形成に資する。
	その他	・深川市除排雪助成事業 冬季を通して除排雪を実施する地域住民団体への事業 費の一部を助成する。	市	【効果】 市道及び私道の冬季 間における交通安全と 生活環境の向上が図ら れる。
	(10) その他	・公共交通拠点施設整備 広域公共交通や市内公共交通の交通結節機能の強化に 向け、運用コスト等を踏まえ他の機能を有する施設との複 合化を合わせて検討するなどして、公共交通拠点施設を整 備する。	市	
		・深川市管内橋梁点検 深川市管内に設置されている橋梁を長寿命化計画に基 づき計画的な施設の点検や診断を行うことにより潜在的 な危険を把握し、今後の適切な維持管理や修繕事業の実施 により第三者被害の防止を含め、道路交通の安全を確保す る。	市	

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 公園・緑地

本市では、自然緑地、生産緑地が多く緑地環境に恵まれており、都市計画地域内には、街区公園（18カ所）3.4ha、石狩緑地 27.7ha、総合運動公園 16.0ha、グリーンパーク 215.6ha、広里公園 3.3ha の公園が開設されている。

今後、潤いと安らぎのある緑豊かな都市空間の形成を図るため、市民と一体となった緑化運動を展開しながら、地域住民の休養、レクリエーションや世代間交流の場として地域の活性化に資する都市公園の整備を図る必要がある。

(イ) 住環境

市営及び道営住宅は、令和元年度末現在の管理戸数 790 戸のうち、38%程度が耐用年数の過半を経過しており、浴槽のない住宅も数多くあるなど建物の老朽化と併せて居住水準の低い住宅を抱えている。

このため、令和元年度に策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽住宅の建て替えと既存住宅の改善を行うとともに、バリアフリーに対応した住宅の機能確保や周辺環境の整備に取り組む必要がある。

また、民間住宅においては、これまで住宅持家の促進やリフォーム助成による既存住宅の整備などによる定住対策に取り組んでおり、平成 30 年度に策定した住生活基本計画に基づき、より望ましい住宅の性能や住環境の向上及び、福祉施策やまちづくり施策との連携のとれた住宅施策の展開を図り、安全で安心して永く住める環境づくりに努めている。

市内において適切な管理が行われていない空家等については、その所有者等に対して管理の改善などの指導を行っているが、今後、空家の有効活用などの取り組みを進める必要がある。

(ウ) 上水道

本市の水道は、令和元年度末現在の総人口に対する普及率は 99.6%となっており、引き続き安全で安心して飲める水道水を供給するため、定期的な水質検査を実施し、水質の安全性を確保する必要がある。

また、漏水調査の実施により、漏水箇所の早期発見、早期修繕を行い、有収率の向上を図るとともに、水道施設の更新及び老朽管の布設替えを実施し、施設の適正な維持管理に努める必要がある。

(エ) 下水道

本市の下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業の 3 つの事業を行い、公衆衛生と生活環境の向上を推進している。

都市計画区域内を整備している公共下水道事業は、昭和 47 年に事業認可を受け、現在 788ha の整備計画に基づき整備を進めている。

農業集落排水事業は、納内地区 74ha を平成 2 年に整備完了、多度志地区 54ha を平成 10 年に

整備完了し、汚水処理を開始した。

個別排水処理施設整備事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業以外の地域の環境保全等のため、平成7年度から住宅敷地内に合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行っている。

令和元年度末における本市の生活排水施設総合普及率は94.3%で、平成22年度に比べて4.7%向上している。また、処理区域内における水洗化の状況は、公共下水道で95.1%、平成22年度に比べて3.8%向上しており、農業集落排水で90.6%、平成22年度に比べて2.8%向上している。

このようなことから、管渠の布設、施設の更新及び修繕を行い、侵入対策を含めた適正な維持管理を行うとともに、公共下水道・農業集落排水事業処理区域内未接続家屋の解消により、水洗化率を含めた下水道接続率の向上に努める必要がある。

さらに、個別排水処理施設整備事業により合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水処理の総合的な対策を進める必要がある。

(オ) 廃棄物処理

資源循環型社会をめざし、本市で排出されるごみは、本市ほか近隣4町で構成する北空知衛生センター組合で共同処理し、「燃やせるごみ」と「生ごみ」についてはエネルギー回収（燃やせるごみは本市を含む5市9町で構成する中・北空知廃棄物処理広域連合の処理施設で焼却処理）を行い、「燃やせないごみ」は手作業で一部を資源ごみ、燃やせるごみに選別することにより、埋立ごみの減量を図っている。

より一層ごみの減量を図るため、市民・事業者・行政の連携した排出抑制及び再利用の取り組みが必要である。

また、最終処分場の適切な維持管理のために重機の整備を図るなど、廃棄物処理体制の確保に努める必要がある。

(カ) 環境衛生

火葬業務は、本市ほか近隣4町で構成する北空知衛生センター組合で実施されており、現斎場は、昭和48年12月の供用開始以来46年が経過し、建物や設備の老朽化などの問題を抱え、近い将来、火葬業務に支障をきたす事態が想定されているため、新たな施設整備の必要性が高まっている。

環境の保全及び創造に関する基本的な計画である「第2次深川市環境基本計画」を平成30年度に策定し、本計画の推進に向け、市民・事業者・市が連携、協働しながら、それぞれの立場で役割を担うことが必要である。

また、深川市環境衛生協会等と連携しながら、環境美化の向上と地域の自主的な環境保全の支援を行い、市民一人ひとりの環境に対する意識高揚を図っていく必要がある。

(キ) 交通安全

本市においては、交通安全協会をはじめとする関係機関・団体と密接な連携・協力のもとに市民総ぐるみで交通安全の確保に努めており、交通事故発生件数は近年、概ね横ばいで推移している。

しかし、今後においても、家庭・学校・職場・町内会活動をはじめあらゆる機会を通じて安全

意識の高揚に努める必要がある。

また、安心して通行できるよう歩道や信号機など交通安全施設の整備、除排雪の徹底など交通環境の整備も必要である。

(ク) 消防・救急

昭和 47 年に 1 市 5 町で深川地区消防組合を設立。令和 2 年 3 月に幌加内町が他の組合へ転出したことにより、以降は 1 市 4 町で組合を構成し、連携を図りながら消防事務を運営している。

近年、市民生活や建築物の構造が多様化するとともに高齢者の増加などにより、一旦火災が発生した場合、その様相は、複雑化すると予想される。

また、豪雨等の異常気象や大規模地震等の自然災害が発生すると被害は甚大で市民生活に与える影響は計り知れない。

このため、消防における各種災害対応能力として消防車両及び消防資機材の整備、消防施設及び通信施設の整備・維持管理や消防隊員の適正な人員配置が必要である。

消火栓及び防火水槽等の消防水利については、水利種別の偏りを避けながら逐次整備する必要がある。

さらに火災による焼死者をなくすため、住宅用火災警報器の適切な維持管理など、住宅防火対策を促進し、市民の火災予防に対する認識を高めるとともに、消防団員確保をより一層推進すること等により地域の防火安全対策の充実を図る必要がある。

救急については、近年、メディカルコントロール体制の充実・強化、さらにはドクターヘリの配備など、救急業務を取り巻く環境は著しく変化している中、高齢化社会において、地域住民の救急に対するニーズも大きく変化し、心疾患・脳疾患などの循環器系患者の増加や交通網の発展と自動車の増加などによる道路交通事故の危険性が増すことが考えられることから、救急・救助需要に対応する救急・救助隊員の資質の向上を図るとともに、救急・救助資器材の整備や施設整備に努める必要がある。

(ケ) 防 災

本市は、多くの中・小河川が合流して石狩川、雨竜川などへと流下しており、これまでも豪雨時には未改修区間において浸水等の被害が発生しているため、令和元年度には、住民の避難場所などを示したハザードマップの更新と合わせて深川市防災ガイドブックを作成し、本市の減災対策に取り組むなどしている。

今後は、豪雨、融雪期の浸水等を防止するため、恒久的な防災対策である河川の改修や危険箇所の改善に努めるとともに、防災のための設備や資機材の充実、防災訓練などを通じての防災意識の高揚を図ることが重要となる。

また、災害時の防災拠点として、災害対策本部機能の維持確保に必要となる新庁舎の整備について、令和 5 年度供用開始に向けて事業を進めているところであり、あわせて防災物品倉庫等も一体的に整備するなど防災拠点機能を向上させる必要がある。

さらに、深川市地域防災計画や深川市強靱化計画に基づき、迅速な対応ができるよう市民一体となった防災・減災体制の強化を図る必要がある。

(コ) 防 犯

本市においては、防犯協会や関係機関・団体と連携協力をして、安全・安心な地域社会の実現に努めているが、近年、万引きや空き巣などの窃盗事件が多数発生しているほか、お年寄りを狙った犯罪も増加している。

このため、シルバークラブでの防犯教室の開催など未然の防止を図る必要がある。また、夜間安心して通行できるよう防犯灯などの設置を促進する必要がある。

(サ) 住宅の除排雪

本市は、降雪や低温により冬季の国民生活に大きな影響があると国が定めた「積雪寒冷特別地域」にあり、高齢社会が進む中では、家の周りや通路、屋根雪など、除雪に関わる不安や悩みをかかえる市民からの相談や問合せなども増えているため、平成 28 年に除雪サービスセンターを設置し、きめ細かな対応に取り組んでいる。

今後も市民が安心してこの町で暮らしていけるという定住条件の改善策としても、引き続き市民の多様な除雪ニーズに即した対応が求められる。

(シ) バリアフリー化の推進

市街地の道路及び公共施設の中には、建設から相当の期間が経過し老朽化が進んでいる施設等があることから、引き続き「バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化を推進するとともに、景観や防災面などに有効な無電柱化を推進する必要がある。

(2) その対策

- (ア) 都市公園の各施設を、公園施設長寿命化計画に基づき計画的な更新と維持補修に努める。
- (イ) 機能的で快適な市営住宅の建替を推進する。
- (ウ) 民間住宅のバリアフリー化及び耐震化、耐久性向上等の促進に努める。
- (エ) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等対策計画を策定し対応するとともに、不適切な空家等の解消に努める。
- (オ) 上水道は、老朽管の布設替えや漏水調査・保守点検などの実施による有収率の向上に努めるとともに、電気計装設備及びポンプ設備の施設更新などを計画的に行い、適正な水道施設の維持管理に努める。
- (カ) 下水道は、道路改良事業に併せての面整備及び処理施設の老朽機器の更新を進める。
- (キ) 処理区域内の下水道等未接続者への普及啓発活動を推進する。
- (ク) 集合処理の適さない農村部において合併処理浄化槽整備を推進する。
- (ケ) ごみの資源化意識の高揚を図り、分別の徹底及び減量化を促進する。
- (コ) 最終処分場で使用する重機の更新を計画的に行い、廃棄物処理体制の確保に努める。
- (サ) 安心・安全でプライバシーに配慮した葬斎場の建替を推進する。
- (シ) 交通安全教育の徹底に努めるとともに、歩道や街路灯の整備を推進する。
- (ス) 予防行政の積極的な推進により、防火意識の高揚に努める。
- (セ) 消防力の強化を図るため、消防施設及び通信施設や消防車両の整備を推進する。
- (ソ) 水道消火栓や大型防火水槽を地域の実情に応じて適切に配置する。

- (タ) 救急体制や施設の整備を推進する。
- (チ) 防災のための資機材などの充実や地域における防災訓練などにより、防災意識の啓発に努める。
- (ツ) 災害時に倒壊のおそれがある老朽化した防災物品倉庫や公用車庫等の再整備を推進する。
- (テ) 住民の夜間の安全と防犯のため、町内会等による防犯灯の設置促進と適切な維持管理に努める。
- (ト) 除雪の相談に対応できる体制維持に努める。
- (ナ) 市内各路線のバリアフリー整備を今後も継続していくとともに、併せて地域防災と景観形成の両面から無電柱化路線を検討し、整備を進めていく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (事業名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境 の整備	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道 管渠（汚水・雨水）、処理場機器更新、国道・道道を含めた無電柱化事業に伴う管渠等の移設	市	
	農業集落排水施設	農業集落排水 納内地区、多度志地区 管渠（汚水・雨水）、処理場機器更新	市	
	その他	個別排水処理施設 合併処理浄化槽設置 75 基	市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	建設整備機械 タイヤショベル 1 台、ブルドーザ 1 台	市	
	(4) 火葬場	火葬場改築 火葬炉 3 基	北空知衛生 センター組合	
	(5) 消防施設	水道消火栓整備 (新設 4 基、改修 42 基)	消防組合	
		消防総合庁舎改修	消防組合	
		詰所改修	消防組合	
		災害対応特殊水槽付消防ポンプ車Ⅱ型 1 台	消防組合	
		水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型 1 台	消防組合	
		水槽車 1 台	消防組合	
		防災広報車 1 台	消防組合	
		消防救急デジタル無線設備更新	消防組合	
	(6) 公営住宅	あけぼの団地 建替・解体・住戸改善	市	
		北光団地 解体	市	
		蓬莱団地	市	

		設計・移転建替		
		幸町団地 設計・建替・解体	市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	生活	・生活安心除雪サービス事業 高齢等の理由で除雪に苦慮する市民の相談・問い合わせに対応するため、除雪サービスセンターによるサポートを行う。	市	【効果】 定住条件の改善が図られ、安心して生活できるまちづくりに資する。
		・民間住宅助成制度 住宅持家の促進、住宅バリアフリー改修、住宅耐震改修等に要する費用の一部を助成する。	市	【効果】 市内での定住促進・まちなか居住、高齢者・障がい者対策、耐震改修促進などに資する。
	環境	・町内会街路灯 LED 化事業 町内会等が設置する街路灯のLED化を推進する。	市	【効果】 省エネ時代に対応したまちづくりに資するとともに、町内会等の電気料金の負担軽減が図られる。
	(8) その他	緊急自然災害防止対策事業・自然災害防止事業 護岸整備 N=6 河川 近年の異常気象は、今までの応急的な修繕では、冠水被害を防ぐことが困難であることから、護岸整備をすることにより、市民の安全と財産を守り、災害に対する予防保全を推進する。	市	
		緊急浚渫推進事業 河道掘削 N=10 河川 今後の局地的な大雨を見据えると、河川の維持管理はより一層重要となる。特に河道内の土砂堆積の進行は、川の流れを阻害し、氾濫等が発生した場合の被害は甚大となることから、重要な事前予防対策の一つとして、河道内の土砂を掘削し、災害に対する予防保全を推進する。	市	
		庁舎周辺施設の解体・整備 災害時に倒壊の恐れがある老朽化した防災物品倉庫や公用車庫等を再整備することで、被災時に迅速な対応が可能となり、防災拠点機能が向上する。	市	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(ア) 児童福祉

本市では、これまで子ども医療費の支給や妊産婦に対する応援金事業などを実施し、安心して子どもを産み育てられるための児童福祉対策に取り組んでいるが、全国・全道を上回るスピードで少子化が進行しているため、幼児期の教育・保育・子育て支援を総合的かつ一体的に提供し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備・充実を図るなどして、合計特殊出生率を向上させることが必要である。

このため、令和2年3月に策定した「第2期 深川市子ども・子育て支援事業計画」の施策目標である母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等、地域における子育ての支援、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子ども等の安全の確保、子育てを支援する生活環境の整備、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実等を図る必要がある。

市内の保育所等は、施設老朽化が進み、建替え等の対策が必要となっており、近年では、旧深川保育園と旧一已保育園を統合し整備した新中央保育園など4ヵ所で改築等による施設整備が行われている。今後も他の施設において改築等による整備が計画されており、施設整備等が計画的に進められるよう必要な支援を行っていく必要がある。

(イ) 地域福祉

本市では、社会福祉協議会を中心に民生児童委員や福祉団体ボランティアなどによる地域福祉活動が展開されており、市民参加と協力による小地域ネットワーク活動が拡大しつつあるが、その一方で、少子高齢化や核家族化、人口減少が進み、家庭内で支えあう力の低下や、社会活動への参加も減少傾向にあり、今後も地域住民の相互協力による活動の推進が不可欠である。

このため、多様化し増大する福祉ニーズに対応するため、行政・地域住民・福祉関係団体・事業者などと連携を図り、公私協働による本市の特性に応じた地域福祉を推進する体制を整備するとともに、福祉意識の醸成や民間福祉団体、ボランティア活動の育成助長に努めるなどの支援が必要である。

さらに、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、支援ニーズに対応する相談支援や地域づくりなど、包括的な支援体制を構築する必要がある。

(ウ) 高齢者福祉

平成27年（国勢調査）の本市の高齢者人口（65歳以上）は、8,616人で、高齢化率は39.4%であり、全道平均の29.1%を大きく上回っている。平成22年の高齢者人口8,284人（高齢化率34.9%）と比べ4.5%増加しており、令和2年10月1日現在の住民基本台帳においても8,423人（高齢化率41.8%）と依然増加傾向にあり、今後も本市の高齢者人口及び高齢化率はますます増加していくものと予想される。

本市では、令和2年度に高齢者福祉施策及び介護保険事業の基盤となる「第9次深川市高齢者福祉計画・第8次介護保険事業計画」を策定したところである。

今後、これらの計画に基づき、高齢者の経験や能力が活かされる就業機会の拡大、生涯を通じた学習活動や地域づくり活動など社会参加の促進に加えて、高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域の中で、安全で安心な生活を送ることができるよう、生活環境の整備や地域全体で高齢者等を支える体制づくりを進めるとともに、保健活動や医療サービスの充実により健康の保持増進を図る必要がある。

また、介護予防の推進、認知症高齢者支援の推進及び地域ケア体制の構築を図るとともに、利用者の選択により保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスを提供する体制の整備を進め、介護を必要とする高齢者とその家族に対しての福祉サービスをより一層充実させていく必要がある。

さらに、平成 11 年度に制定した「深川市高齢者憲章」の趣旨を踏まえ、高齢者問題をすべての世代の共通の課題として受け止め、長寿社会の一員としての意識啓発を機会あるごとに進める必要がある。

(エ) 障がい者福祉

令和 3 年 3 月末現在、本市の身体障害者手帳の交付を受けている人は 1,278 人、療育手帳を受けている人は 306 人、精神障害者保健福祉手帳を受けている人は 137 人である。

平成 25 年に施行された障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの提供や、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業の実施、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を促進し、障がい者の福祉向上を図っている。

しかし、障がい者は高齢化などにより、障がいも重度化・重複化の傾向にあり、このことによりニーズも多様化している。

このため、ノーマライゼーション理念の一層の普及啓発に努めるとともに、障がいのある人とない人の地域の中での交流や、まちづくり・地域づくりへの参加を進め障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが社会の一員として役割と責任を担いながら、住み慣れた地域で「ともに学び、ともに働き、ともに暮らす共生社会の実現」を目指した取り組みを強化していく必要がある。

また、障がい者が安心して生活できる住居を容易に確保できるよう、その障がいの程度に対応したグループホームなどを整備するとともに、保健・医療・福祉が密接に連携し、障がい児の早期発見・早期療育体制の整備充実にも努める必要がある。

(オ) 母子・父子福祉

ひとり親家庭の母または父は、経済的困窮や子どもの養育等様々な課題を抱える場合が多いため、ひとり親家庭の児童の健全育成とともに、ひとり親自身の健康の保持増進や福祉の増進が必要である。

このため、ひとり親家庭等の親や児童を対象とした医療費支給事業、母子家庭及び父子家庭の母又は父に対する就業支援を柱とした自立支援策、母子（父子）寡婦世帯に対する経済的自立を促進するための各種福祉資金の活用を図るとともに疾病時などの緊急一時的な介護、保育サービスと相談機能の充実に取り組んでおり、今後も引き続き母子・父子福祉対策を推進する必要がある。

(カ) 保 健

医療技術の進歩、新たな感染症の発生など、保健医療行政を取り巻く環境は大きく変化し、保健医療に対するニーズも多様化・高度化している。

人口の高齢化による認知症や要介護者の増加、生活習慣に起因する疾病での医療費の高騰、社会構造の変化や雇用環境に伴うこころの健康への影響などに対応するため、生涯を通じた市民の健康づくりを総合的に推進していく必要がある。

引き続き、保健・医療・福祉との連携を図りながら、疾病の予防・健康増進活動や各医療費支給事業などの充実や、総合的な保健医療体制の確立に努め、児童・高齢者・障がい者などすべての住民が安心して健やかに住み続けられるまちづくりを推進する必要がある。

(2) その対策

- (ア) 少子高齢社会の問題を各世代共通の課題として、意識啓発に努める。
- (イ) 地域の子育て家庭の支援体制の充実を図るため、子育て支援センターの機能充実やつどいの広場事業の充実に努めるとともに、会員組織の「子育てサポート」や子育てネットワーク機能の「ふかがわ すきやき隊」の活動の支援に努める。
- (ウ) 児童を養育している家庭の経済的援助を促進するため、児童手当をはじめ、児童扶養手当等の制度の拡充を引き続き国・道に要望するとともに、国の幼児教育・保育の無償化への対応と、無償化の対象とならなかった3歳未満児の保育所保育料軽減率の拡充など市の独自の軽減措置を継続する。
- (エ) 男女共同参画による子育てを促進するため、意識啓発を図る周知、広報に努める。
- (オ) 児童の権利条約の趣旨を踏まえ、子どもの人権の尊重を図るため、広報紙やホームページなど多様な場面での普及啓発に努める。
- (カ) 仕事と子育てとの両立を支援するため、ニーズに応じて、病児・病後児保育、乳児保育、一時的保育など多様な保育サービスの提供に努める。
- (キ) 市内保育所の安定運営とサービスの拡充を図るため、老朽化した保育施設の維持更新や認定こども園の設置に対する支援、保育所の適正配置や保育所における保育の質の向上のための取り組みを推進するとともに、放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実などにより、児童の放課後対策に努める。
- (ク) 妊娠・出産・育児期を通して継続した支援を行い、次代を担う子どもたちの、生涯を通じた健康づくりのための生活習慣の基礎を築く。
- (ケ) 社会福祉協議会などの民間福祉団体やボランティア団体を強化育成し、民間福祉活動の充実に努める。
- (コ) 日常生活における移動手段として、通院や買い物等に出かけやすい環境を整えることで地域間格差の解消を図るとともに、積極的な社会参加の促進や福祉の増進を図る。
- (サ) 居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスの介護保険サービス及び在宅福祉サービスの充実を図る。
- (シ) 福祉サービスの充実と自立・社会参加の促進に努める。
- (ス) 高齢者や障がい者の福祉サービス供給体制や在宅生活支援の充実を図るとともに、雇用の場を確保するため、社会福祉法人等が行う福祉施設の整備の支援に努める。

- (セ) 高齢者や障がい者などの自立と生きがいを促進するため、就労機会の確保、学習機会の提供、地域づくり活動や社会参加の促進と、地域での安全・安心な生活を支援する体制づくりに努める。
- (ソ) 共生社会又はノーマライゼーションの市民の理解度を高めるため、普及・啓発に努める。
- (タ) 母子（父子）寡婦世帯等に対する経済的自立を助長するため、相談機能の充実に努める。
- (チ) 疾病予防や健康増進活動の充実に努める。
- (ツ) 子ども医療費、重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成制度の拡充を国及び道に要望するとともに、医療費支給事業の充実に努める。
- (テ) 各年齢期に応じた健診体制と、健診結果に基づいた保健指導に努め、生活習慣病の発症及び重症化予防を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (事業名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定子ども園	深川めぐみ幼稚園建設	学校法人	
		音江中央保育園建設	社会福祉法人	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	・ 保育所保育料の軽減対策 国が実施する保育所保育料の軽減策に加え、本市独自の軽減措置を講じることで、保護者の経済的負担の軽減を図る。	市	【効果】 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備が図られ、少子化対策・人口減少対策としての効果が期待できる。
		・ 子ども医療費支給事業 安心して医療を受けられる環境を整備するため、中学生以下の医療費について、一定所得以下の世帯の医療費負担を無料化する。	市	【効果】 少子化対策の一翼となり、人口の減少による過疎の進行を抑制できる。
		・ 妊娠・出産応援交付金事業 妊婦が、健やかな妊娠と出産をむかえられるよう妊娠・出産応援費用及び妊産婦健診費用を妊娠中に現金で交付する。	市	【効果】 経済的負担の軽減など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに資する。
		・ 産後ケア・育児サポート事業 市立病院の産婦人科外来で、助産師による産後の母親の体調管理や母乳の管理、育児相談などのサポートを受けられるよう、市が費用の一部を助成する。	市	【効果】 経済的負担や、産後の母親の育児に対する不安、負担感の軽減が図られ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに資する。

	高齢者・ 障害者福祉	・移送サービス事業 公共交通機関等の利用が困難でハイヤーを利用せざるを得ない、車椅子やストレッチャー使用の高齢者及び身体障がい者（児）等に対し、移送サービス事業を行う。	市	【効果】 経済的負担を理由とした医療機関受診控えからの病状悪化を防止でき、身体状況維持・在宅生活継続が期待できる。
		・福祉除雪サービス事業 除雪に困難を来す高齢者や障がい者宅の門口や家回り等の除雪を行う福祉除雪サービスに対して補助を行う。 高齢者や障がい者が冬期間快適な生活を送るために除雪支援体制の確保が必要となっている。	市	【効果】 冬期間の安全・安心な暮らしが確保され、地域福祉の増進に期待できる。
		・障がい者等移動手段確保事業 障がい者等の日常生活や通院などに必要な交通手段について、個々の状況に応じた適切な対応を図るため、ハイヤー料金の一部助成を行う。	市	【効果】 経済的負担を理由とした医療機関受診控えからの病状悪化を防止でき、身体状況維持・在宅生活継続が期待できる。
		・高齢者バス利用料金助成事業 通院や買い物等に出かけやすい環境を整えるため、70歳以上の高齢者に対し路線バス利用料金の一部を助成する。	市	【効果】 地域間格差の解消が図られ、高齢者の積極的な社会参加の促進や福祉の増進が期待される。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市には、令和2年度現在、病院・診療所 16、歯科診療所 13 の施設がある。平成 27 年度と比較すると、病院・診療所が 1 施設の減となっており、医師の高齢化や市立病院の常勤医師の減少により、診療体制の確保が課題となっている。

一方、高齢者医療や生活習慣病等の増加に伴い、医療に対する要求は高度化・多様化しているとともに、在宅医療・訪問看護等への対応の必要性が高まっている。

このため、診療内容の充実、医師等の確保、医師会・関係機関による医療機関相互の連携を図るなどして、総合的な医療供給体制や救急・休日・夜間等の医療体制を維持確保する必要がある。

市立病院にあつては、平成 17 年に移転改築してから 16 年程が経過しており、地域センター病院、災害拠点病院としての機能を維持するために、高額医療機器等の更新・整備、施設維持に必要な改修工事等も計画的に進めていかなければならない。

病院事業会計は、平成 20 年度決算で資金不足比率が 41.1%となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、「深川市立病院経営健全化計画」を策定し、目標より 2 年前倒しで平成 25 年度決算において目標を達成したことにより計画を完了した。しかし、その後も資金の不足が生じたことから、医療需要・環境が変化していく中で継続して安定した医療を提供していくため、平成 27 年 3 月に総務省が策定した「新公立病院改革ガイドライン」に沿って、平成 28 年 3 月に「深川市立病院新改革プラン」を策定した。

これにより、資金不足比率は令和元年度末で 6.1%まで下げることができた。また、令和 2 年度末では収支改善の取り組み効果の他、新型コロナウイルス感染症関係補助金による増収効果もあり、資金不足は発生しない見込みであるが、引き続き「深川市立病院新改革プラン」の着実な実施を図り経営改善策に取り組む必要がある。

なお、各市立診療所に整備した医療機器については、導入してから一定年度の年数が経過しており、計画的な更新が必要となっている。

(2) その対策

- (ア) 地域住民の需要に対応する適正な医療を供給するとともに、医療機関相互の連携を密にし、包括的な医療提供体制の確立に努める。
- (イ) 医師の増員と常勤化及び医療水準の向上に対応する市立病院の医療機器の更新・整備及び施設改修工事等を計画的に実施する。
- (ウ) 救急・休日・夜間の医療体制の維持確保を図る。
- (エ) 「深川市立病院新改革プラン」を推進し、着実に実施する。
- (オ) 市立診療所の維持に努める。

(3) 計画

(単位：千円)

持続的発展 施策区分	事業名 (事業名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	医療機器購入	市	
		施設改修整備	市	
	診療所	診療所医療機器購入	市	
		旧多度志診療所解体	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	・休日・夜間急病診療体制確保対策 市民が安心して生活するうえで、休日・夜間の救急医療体制の確保が必要であることから、医師会に委託し休日・夜間急病診療体制を確保する。	市	【効果】 市立病院における医師の負担を軽減するとともに診療体制の充実が図られる。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 幼児教育

本市には、令和2年5月現在、2園の私立幼稚園があり、その在園児数は、3～5歳人口の約31.5%に当たる109人となっている。

少子化が進む中、幼児が集団生活を通じて望ましい習慣や態度を身につける場として、また豊かな人間性を育てる基礎教育の場として、幼稚園の役割は重要となっている。

このため、満3歳児を含めた適正な規模による個性豊かな幼稚園教育の充実が必要である。

(イ) 義務教育

本市の義務教育施設は、小学校6校、中学校2校であり、人口の流出、出生数の減少により、令和2年5月現在、小学校児童数703人、中学校生徒数371人と、平成27年と比較して、小学生13.4%、中学生20.7%、それぞれ減少している。

社会の変化に的確に対応できる心豊かな人間の育成を目指し、知・徳・体の調和のとれた教育の充実、文化と伝統の尊重や国際理解の教育を推進する必要がある。

老朽化の著しい学校施設があることから、改築による施設の環境整備や教育の情報化を推進するためのICT環境の整備による学習環境の向上が必要である。あわせて、学力向上のため、児童生徒の生活習慣や学習習慣の改善を図る取り組みが必要である。

児童生徒の健康の保持増進、体位の向上を目的に実施している学校給食については、平成27年度より一部事務組合で供給しており、安全で安心な給食を安定的に提供できるよう、環境の充実を図っていくことが必要である。

(ウ) 特別支援教育

心身に障がいのある児童生徒には、令和2年5月現在、小学校4校、中学校2校に、知的障害・情緒障害などの6種別19学級を設置しているが、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学べる環境を整備する必要がある。

(エ) 高校・大学教育等

本市には、令和2年5月現在、道立の高等学校2校があり、その生徒数は346人で、平成27年と比較して39.9%減少している。

人口減少と少子化に伴う中学校卒業生数の減少が続く中で、これからの次代を担う人材の育成は地域の持続的発展にとっても重要であり、今後も教育内容の充実や改善を図るなど生徒や地域社会の期待に応える魅力あふれる学校づくりが望まれる。

平成4年4月に開校したクラーク記念国際高等学校（広域通信制）は、国際社会に対応できる人材を育成する新しい仕組みの教育機関として設置され、全国に所在するキャンパス等では、11,000人を超える生徒が学んでいる。

本校がある深川市には、農業体験など本市の特性を生かした野外活動を中心としたスクーリングで毎年数多くの生徒が来市しており、今後の拡充とともに地域との交流が期待されている。

さらに近年では、道内有数の強豪校に成長した同校硬式野球部の活躍に加え、女子バレーボール部が創部されるなど、より一層、地域と密着した学校づくりを通じた地域の活性化が期待されている。

また、数多くの看護師を輩出している市立高等看護学院については、建築後 50 年が経過し相当の老朽化及び耐震構造化未対応の教育施設であることから、安全性の確保や学生の修学環境の改善を図ることを目的に、令和 4 年 1 月の供用開始に向けて改築事業を進めているところであり、今後も地域医療に必要な安定した人材確保に継続的に取り組む必要がある。

あわせて、地域医療を守るための看護職の人材育成及び医療の確保を担う深川医師会附属准看護学院の運営を支援する必要がある。

大学としては、昭和 41 年に開学した拓殖大学北海道短期大学があるが、平成 26 年度の学科の新設・改組により農学ビジネス学科、保育学科の 2 学科が設置され、北海道における先進的農業及び幼児教育に貢献することが期待されており、まちづくりに果たす役割も担っていることから、今後も、より資質の高い人材の育成と生涯学習の推進のため、社会人教育や地元在住者等の入学促進、地域交流事業の充実など、地域に密着した魅力あるキャンパスづくりが求められている。

(オ) 社会教育

市民が生涯にわたり、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果を日常生活等に適切に生かすことができる生涯学習社会の実現が求められており、市民同士が学び合い、教え合う相互学習などの活動は、他の市民や様々な機関・団体とのつながりをつくるきっかけとなり、活力ある地域コミュニティづくりにつながることを期待されている。

日頃の学習成果をボランティア活動等で活かし地域社会に還元することは、生涯学習社会の実現のためにも必要であり、学校支援活動をはじめとするボランティア活動の更なる充実や、また、「超高齢化社会」を迎えた今、高齢者の知恵と経験を生かした活動の場の創出も求められている。

青少年の育成は、学校や地域の枠を超えた交流の機会や、異年齢集団での活動機会が減少している中、青少年活動リーダー育成の研修会や子どもたちが企画する事業の実施、地域子ども会事業の推進などに取り組んでおり、今後も子どもたちが地域社会の中で活躍できる力を養う必要がある。また、学校・家庭・地域などが連携して、健全な育成環境の確保に努めるとともに、悩みや不安を抱えている青少年や親に対し、適切な相談窓口体制を継続する必要がある。

また、放課後等の子どもの安心・安全な居場所を設置し、各種学習・体験事業を通じて、子ども同士の交流と地域が一体となった活動の促進が必要である。

さらに、生涯学習の観点に立った教育施設の整備や体系的な学習機会の拡充に加え、公民館をはじめ生きがい文化センター、図書館など社会教育施設の連携により、市民の自発的な学習活動が一層進展するよう施設機能を十分に発揮する必要がある。

特に建築から 45 年が経過している中央公民館は、現在の利用形態や市民ニーズを踏まえ、他の施設との複合化・集約化も含めて検討し、新たな生涯学習の拠点施設としての更新を図る必要がある。

(カ) スポーツ・レクリエーション

本市は、昭和 42 年に「スポーツ都市宣言」を行い、市民皆スポーツを目標にスポーツ・レクリ

エーション行事やスポーツ教室の開設、総合体育館をはじめとした体育施設等を整備し環境の拡充を進めてきた。

スポーツは、生涯にわたる健康とこころの豊かさにつながることから、市民ニーズを的確にとらえ、幼児から高齢者までライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動が実践できるよう、スポーツ行事等の開催に一層努めるとともに、総合運動公園施設を中心とした体育施設の充実など環境整備と効果的運用を図る必要がある。

また、優れた指導者の養成確保とスポーツ団体の育成強化を図る必要がある。

さらに、スポーツを通じた活力あるまちづくりと地域経済の活性化に向けた積極的なスポーツ合宿等の招致活動の継続が必要である。

(キ) コミュニティ

より住みよい地域社会をつくるために、地域住民が自主的に組織するコミュニティ組織の支援や、住民自身の日常生活を創造する場として設置されているコミュニティセンターが、一層活用されるよう努める必要がある。

(2) その対策

- (ア) 人間形成に必要な基礎教育の場としての幼児教育の充実を図る。
- (イ) 学校施設・設備等の整備を進め、教育諸条件の整備を推進する。
- (ウ) 「特色ある教育」を展開しながら、児童・生徒の個性を生かす教育の充実や教育の情報化の推進、英語力を高める学校教育、インクルーシブ教育などを推進する。
- (エ) 児童生徒の生活習慣や学習習慣の改善につながるサポート事業を推進する。
- (オ) 学校給食については、学校給食の安定的な提供を図るとともに、食育を推進する。
- (カ) 市内にある道立高等学校2校の充実整備を促進するとともに、学校の魅力づくりに対する支援を行う。
- (キ) クラーク記念国際高等学校の特色ある教育活動を支援する。
- (ク) 拓殖大学北海道短期大学の学生確保を支援し、地域交流事業の充実など地域にひらかれた学校づくりを促進する。
- (ケ) 拓殖大学北海道短期大学との連携による、地域の雇用創出と若者の定着を促進する。
- (コ) 地域医療を守るための看護職の人材育成及び医療の確保を担う、市立高等看護学院の修学環境の改善及び深川医師会附属准看護学院の運営を支援する。
- (サ) 生涯学習の推進を図るため、公民館をはじめ生きがい文化センター、図書館など社会教育施設の整備を推進する。
- (シ) 青少年が地域社会の中で活動していく力を養うための学習機会を拡充する。
- (ス) 学習成果・経験を活かせる機会と生涯学習機会の拡充を図り、地域を担う人材を育成する。
- (セ) 学習機会の拡充、指導者の発掘と養成、団体の育成と仲間づくりを進める社会教育を推進する。
- (ソ) 放課後等の安全で安心な児童・生徒の居場所を設置する。
- (タ) スポーツ需要に対応するスポーツ・レクリエーションの参加機会の拡充及び環境整備に努める。

- (チ) 総合運動公園体育施設を中心とした体育施設の充実と整備の推進をはじめ、スポーツ・レクリエーションの環境整備に努める。
- (ツ) 積極的なスポーツ合宿招致活動及び国内一流選手の出場による極めてレベルの高い陸上競技会(ディスタンスチャレンジ大会)を開催し、スポーツ合宿を通じた市勢振興を図る。
- (テ) コミュニティ組織との連携を図り、コミュニティセンターの適正な維持管理に努める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (事業名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設			
	校舎	高等看護学院改築事業	市	
	屋内運動場	小学校屋内運動場整備事業	市	
	スクールバス ・ポート	スクールバス更新	市	
	給食施設	旧深川市学校給食センター解体	市	
		北空知圏学校給食組合給食配送車整備事業	学校給食 組合	
	(3) 集会施設、 体育施設等			
	公民館	中央公民館改築	市	
	集会施設	生きがい文化センター改修	市	
		文化交流ホール改修	市	
		コミュニティセンター改修	市	
	体育施設	陸上競技場改修	市	
		総合体育館改修	市	
		温水プール改修	市	
	図書館	移動図書館車更新	市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	義務教育	・学習サポートプログラム 児童生徒の生活習慣の乱れや学力不足を解消するため、学校ごとに特色ある学力向上メニューを実施するとともに、児童生徒の確かな学力向上のため、各学校の取り組みを支援する学習指導専門員を配置する。	市	【効果】 学習意欲の向上と家庭における学習習慣の確立により、学力向上が期待できる。

		・ ICT 環境整備事業 教育の情報化を推進するため、小中学校における ICT 環境の整備を図る。	市	【効果】 ICT 環境を整備することで、個別最適な学習が可能となり、学力向上が図られる。
	高等学校	・ 公立高等学校の魅力ある学校づくり支援事業 高校教育における質の向上と多様化への対応が求められていることから、魅力ある学校づくりへの支援を行い、入学者数の確保を図る。	市	【効果】 入学者数の確保につながり、学校の安定的な存続や子ども進路選択幅の確保が図られる。
	生涯学習・スポーツ	・ 青少年育成事業 子どもの豊かな人間性や生きる力を育てるため、青少年の健全育成事業やリーダーの育成、子どもたちが企画する事業や地域子ども会事業などに助成を行うとともに、少年相談員を配置した相談窓口を設置し、悩みを抱えている青少年や保護者に対する相談対応を行う。	市	【効果】 学校や地域の枠を超えた交流機会の充実や、子どもたちが地域社会の中で活動できる力が養われ、将来にわたる地域社会の実現が図られる。
		・ E-Library 整備事業 24 時間いつでもどこでも利用可能であり、音声読み上げ、字幕表示、文字サイズ変更可能など、機能が充実している電子書籍による図書館（読書環境）を整備し、地域の情報・学習拠点として大きな役割を担う図書館の機能充実を図る。	市	【効果】 読書離れが進んでいる若年層をはじめ、視覚に障がいのある方など幅広く読書活動の推進が図られるため、生涯学習活動の進展が期待できる。
	その他	・ 私学振興 拓殖大学北海道短期大学支援 学生の確保や、資質の高い人材の育成、地域における生涯学習を推進するため、拓殖大学北海道短期大学に対し、社会人教育や地元在住等の入学促進に対する助成、地域交流事業に対する助成などを行う。	市	【効果】 北海道における先進的農業教育に貢献することが期待されると同時に、地域の活性化が図られる。
	(5) その他	・ 私学振興 クラーク記念国際高等学校支援 学生の確保、資質の高い人材の育成や地域交流を促進する必要があるため、クラーク記念国際高等学校に対し、特色ある教育活動などに対する支援を行う。 スクーリング等による交流人口の増加、本校生徒との交流促進による地域活性化が図られる。	市	

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市の集落は、J R深川駅を中心に形成されている中心市街地、納内や音江、多度志など地区の拠点となっている市街地のほかは、周辺に農家が散在しており、農家は生産や生活の共同組織の範囲で基礎集落（町内会）を形成している。

近年、離農による戸数の減少や世帯の高齢化によって、集落の合併などが行われているが、集落を移転する状況にはない。

基幹となる集落については、下水道や公園、住宅などの生活環境施設の整備を図り、散在する集落については基礎的な生活環境施設の整備と都市の利便や機能が享受できるよう交通通信基盤の整備を図り、居住環境の向上と定住の促進に努める必要がある。

また、市民の日常生活圏が拡大するにつれ、生活意識や生活様式が変化し、地域社会における住民の連帯感は希薄になりつつあることから、地域のコミュニティ活動の活性化、他地域との交流などを促進していくことが求められているため、今後も、積極的なコミュニティ活動を奨励するとともに、良好で魅力的な地域共同社会の形成に努める必要がある。

(2) その対策

- (ア) 生活環境施設や交通通信基盤の整備を図り、居住環境の向上と定住の促進に努める。
- (イ) 特色ある地域づくりを目指し、既存施設の整備及び機能の充実に努める。
- (ウ) 地域住民による魅力ある地域行事やコミュニティ施設の自主的な運営・管理を促進する。
- (エ) 地域を支える人材や団体の育成・確保に努めるとともに、これら関係機関と連携した集落対策を推進する。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

優れた芸術や文化に触れる環境づくりと、市民団体との協働による発表機会の創出をはじめ、市民の自主的な文化活動への支援、文化財の保護と継承など各種の事業推進に努めてきた。

今後、豊かな人間性を育み生活に潤いを与えるため、より多くの芸術と文化を鑑賞できる機会を拡充するとともに、市民団体の活動が一層促進されるよう支援するなど地域文化の創造と振興が図られるよう、市民が主体的・創造的に文化活動に参加できる環境整備に努める必要がある。

また、地域の貴重な文化遺産である文化財を活用し、郷土学習の推進を図るとともに、無形文化財が後世に伝承されるよう保存団体の育成と活動の支援に努める必要がある。

(2) その対策

- (ア) 文化グループ・サークルによる自発的な創造的活動を促進する。
- (イ) 地域における芸術文化の創造と振興に努める。
- (ウ) 優れた芸術や文化に触れる機会の拡充に努める。
- (エ) 文化財の保存と活用に努める。
- (オ) 文化財保護団体の育成と活動の支援に努める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (事業名)	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興 施設等			
	地域文化振興 施設	・旧鷺田農場事務所修繕事業 市指定の文化財である旧鷺田農場事務所のバルコニーや窓枠の整備などを行い、適切な保存に努めるとともに多くの方が見学しやすい環境を整備する。	市	
		・音江環状列石整備事業 国指定史跡である音江環状列石の進入路や周辺の整備などを行い、貴重な史跡の適切な保存と多くの方が見学しやすい環境を整備する。	市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	地域文化振興	・市民文化活動活性化事業 豊かな人間性を育み、地域における生活に潤いを与えるため、芸術鑑賞事業の実施や、文化公演等を開催する市民団体等に対する助成、市の文化活動組織である文化連盟に対し活動経費の一部を助成するなどにより、地域に根差した芸術文化活動を推進し、より多くの芸術文化を鑑賞できる機会の拡充を図る。	市	【効果】 市民が主体的に文化活動に参加する環境を整えられるとともに、地域における芸術文化の振興が図られる。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

市内公共施設等における再生可能エネルギーの利用状況としては、太陽光や生ごみ処理過程で発生するバイオガスを利用した発電設備などを導入し、省エネルギー対策に努めている。

今後とも国や道が取り組む 2050 年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現に向けた政策等の動向を注視しつつ、太陽光をはじめとする自然エネルギーや、農林業活動で発生するバイオマス資源、新庁舎における省エネルギー対策等の導入の可能性について、その効果や経済性、エネルギー変換効率等を総合的に勘案し検討を進めるなど、再生可能エネルギーの普及・促進に努める必要がある。

(2) その対策

(ア) 再生可能エネルギー利用設備等の導入を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (事業名)	事業内容	事業主体	備考
11. 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(1) 再生可能エネ ルギー利用施設	新庁舎建設事業（再生可能エネルギー）	市	

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

(ア) 中心市街地活性化

中心市街地は、商業や文化施設などの都市機能が集積し、「まちの顔」としての役割を担ってきた地域であるが、居住人口の減少や大型商業施設の郊外立地などにより、中心市街地の衰退が進んでいる状況にある。

このため、中心市街地の居住人口の増加を図るため、「まちなか居住推進」に引き続き取り組むほか、市民団体との連携により、空洞化する中心市街地へ人の流れを導き出し、街の賑わいを創出する事業を推進していく必要がある。

(イ) 国際交流・多文化共生

国際的な交流活動が多面的な広がりを見せている中で、海外派遣や小・中学校への外国人語学指導助手の配置、学校や団体間の国際交流事業など、本市においても市民と外国人の触れ合う機会が増えている。

国際交流を通じて、国際性豊かな人材の育成や、より多くの市民が関わるができる各種交流事業の実施など、推進主体である市民及び団体を積極的に支援していくことが必要である。

新たな在留資格の創設などにより、本市で暮らす外国人も増加が予測されるため、外国人と共に暮らすことへの理解の促進や、外国人が暮らしやすい環境の整備が必要である。

(ウ) 協働の推進

多様化した社会に対応する地域づくりを進め、過疎地域の持続的発展に資するためには、従来にも増してソフト面での充実とこれを担う人材の育成が求められており、地域づくりへの市民参加を積極的に推進し、市民の自主的な活動や市民と行政の協働関係を強化していくことが必要である。

(2) その対策

- (ア) 街の賑わいを創出し、中心市街地の活性化を図る。
- (イ) 深川駅周辺の環境整備を推進する。
- (ウ) 国際交流推進や多文化共生に向けた基盤づくりを進める。
- (エ) 各種交流事業などを通じ、地域の国際化を推進する。
- (オ) 地域の国際交流団体の育成や活動に対する支援とネットワークづくりを進める。
- (カ) 地域で組織するコミュニティ振興会や町内会組織の一層の協働の取り組みを支援する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (事業名)	事業内容	事業主体	備考
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	・ 中心市街地活性化事業 空洞化する中心市街地へ人の流れを導き出し、街の賑わいを創出するための振興策に取り組む、市民による活動組織「中心市街地活性化市民会議」に対して交付金を交付する。	市	【効果】 市民自らが主体となって取り組む体制づくりや、持続的な活動を促進し、中心市街地の活性化に寄与することが期待できる。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (事業名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	移住・定住	・移住・定住推進事業 移住・定住サポートセンターを中心に、都市部やオンラインでの移住セミナーを積極的に活用して本市の魅力を全国に情報発信するとともに、移住体験事業の充実、空家等住居の紹介、職業紹介、オンライン移住相談、移住後のサポートなど、個々のニーズに応じた支援を行う。	市	【効果】 人口の減少を穏やかにし、地域経済の活性化が期待される。
	地域間交流	・ワーケーション推進事業 職場や居住地から離れ、余暇を楽しみつつテレワークなどで仕事を行う首都圏等都市部の企業の受け入れを行う。	市	【効果】 都市から地方への「新しい人の流れ」が生まれることにより、地域及び地域経済の活性化が期待される。
	人材育成	・人材育成事業 あらゆる分野における地域づくりのための活動を行う人材や団体の育成が必要であることから、地域づくりに資する調査研修や、交流事業、担い手育成事業などの活動を支援する。	市	【効果】 次代を担う世代の育成が図られるとともに、地域への波及効果が期待され、活力あるまちづくりに資する。
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	第1次産業	・新規就農者確保対策事業 農外からの新規就農者に対し、就農確定時に交付する就農支援資金の他、研修時に必要な指導農家に対する謝金の助成や研修中の住宅の家賃助成等を実施する。	市	【効果】 新たな担い手の確保を図るとともに、本市農業の安定的な発展に資する。
		・深川未来ファーム運営支援事業 農業従事者の減少や高齢化などにより将来的には、農業生産力とともに地域コミュニティの維持に必要な人材の不足が懸念されている。農業への強い意欲を持った農外からの新規就農者を確保・育成し、優良農地の円滑な継承を推進するため、深川未来ファームによる新規就農希望者の相談窓口の運営や農業の担い手としての人材育成、優良農地の遊休化の防止に向けた取り組みを支援する。	市	【効果】 新規就農者を確保・育成することで域内農地の保全や持続可能な農業の構築を図る。
		・非農用地利活用促進事業 農村地域に点在する離農跡地について、所有者又はその土地を利用する農業経営者が、農作業の支障とならないよう農地に造成または整形したものに対し、その経費の一部を助成する。	市	【効果】 作業効率の良い優良農地ができ、省力化に資することで、今後増え続ける離農者の農地を余す事なく担い手に引き継がれることで、耕作放棄地の発生を防ぎ、集積に一層の効果が期待できる。

		・地産地消促進事業 ふかがわ産米・そばなどの地元農産物やこれらの加工品等の販売促進に取り組む。	市	【効果】 米・そばを始めとする農産物の地元での消費を拡大し、販路の拡大と安定を図り、稲作を主体とした農業の振興が図られる。
		・農産物等海外販路拡大事業 海外の有望市場へのふかがわ産米の輸出をより一層推進するため、新たな輸出先の発掘に向け取り組む。	市	【効果】 農産物の消費拡大と事業者による商品開発・販路拡大が促進され、水田農業の持続的な発展に資する。
		・農業基盤整備事業（大師） 区画の大規模化等の基盤整備を促進する。	北海道	【効果】 農業生産の効率化、生産性の向上が図られる。
		・農業競争力基盤強化特別対策事業 次世代の農業者をはじめ多様な人材が活躍し、農業の潜在力をフルに発揮し、力強く魅力ある農業・農村を確立するためには、スマート農業技術を活用した一層の省力化・効率化などにより、生産力と競争力を高め持続可能で生産性の高い農業を展開していく必要がある。本事業は食料・農業・農村基本法の施行に伴い、食料自給率向上と環境に調和した持続的農業を維持するための農業生産基盤等の整備を早急に促進することを目的として、農業者が必要な整備に積極的に取り組めるように北海道と連携して農家負担を軽減するために行うもの。	北海道	【効果】 スマート農業技術の導入や大規模区画の造成など、農業の潜在力をフルに発揮するための生産基盤整備を促進することで、本市の持続的発展に資する。
		・深川農業ステップアップ推進事業 高品質米生産のための土壌診断や園芸作物作付拡大のためのビニールハウス骨材、ビニールへの助成、省力化を目的としたスマート農業に関する導入機器に対する支援等を行う。	市	【効果】 中山間地域などの条件不利地も含め、地域全体の農業生産力の向上が図られる。
	商工業・6次産業化	・起業支援・改装費等助成事業 市街地商店街の区域における空き地、空き店舗を活用して集客施設を設置し、または商業用店舗等を開設した中小企業者等に対してその費用の一部を助成する。	市	【効果】 店舗の機能の維持及び向上を図り、もって空き店舗の発生抑止に資するとともに、商業の振興及び地域経済の活性化が図られる。
		・育児休業取得支援事業 仕事と家庭の両立を支援するため、育児休業取得を推進する企業等に対し、助成金を支給する。	市	【効果】 労働者の仕事と家庭の両立が図られ、企業等においても今後の人材の育成に資するところであり、産業の活性化と地域の持続的発展が図られる。

			・若年者等雇用拡大奨励金事業 市内における若年者等の安定した雇用と労働力の確保を目的として、障がい者及び若年者等（44 歳以下）を正規雇用した市内中小企業等の事業主に対し 60 万円の奨励金（1 名につき）を支給する。	市	【効果】 中小企業等における若年者等の恒常的かつ長期的な雇用が図られ、更なる企業の活性化と地域の持続的発展に資する。
			・若年者定住促進奨学金返還支援事業 大学等を卒業後、市内で就労された方を対象に、在学中に貸与を受けた奨学金の返還の一部を補助する。	市	【効果】 若年者の本市への定住の促進と、地域産業を担う人材の確保が図られる。
		観光	・夏冬まつり等助成事業 地域活性化のため、夏まつり・冬まつりなどのイベントを行う実行委員会に補助金を交付する。 過疎化の進行により人口減少が進むなか、夏冬まつり等を継続していくためには、行政による人的・財政的な支援が求められている。	実行委員会	【効果】 継続して実施することで、本市のPRにつながり、地域の活性化や賑わいが期待できる。
		企業誘致	・企業誘致推進事業 (誘致活動・工業等開発促進補助金など) 各種調査、広報啓発、企業訪問などの誘致事業及び、立地企業に対する補助を行う。	市	【効果】 企業情報の収集と充実した優遇制度及びそのPRにより、新たな企業立地へつなげる必要があり、企業誘致による雇用機会の創出と地域経済の活性化が期待できる。
		その他	・地域資源活用・地場産業振興事業 地域の豊かな自然環境や農産物を活かした地域の活性化が必要であり、地域資源活用施設を活用した加工品製造や樹園地の環境整備をはじめ、地域資源を活用して商品開発に取り組む団体や製造事業者等へ助成する。	市	【効果】 農産物の高付加価値化や地域情報発信による地域産業の活性化が図られる。
3. 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
		情報化	・ICT活用セミナー開催事業 高齢者やパソコンに不慣れな新社会人等に対してパソコン、タブレット、スマートフォン等のICT活用スキル向上を目的にセミナーを開催する。	市	【効果】 デジタルデバイトを解消し、家族・知人とのコミュニケーションやテレワーク等のデジタル化・リモート化が図られ、定住促進に資する。
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業				
		公共交通	・公共交通実証実験事業 将来的に市内公共交通を維持・確保していくため、既存バス路線の再編や公共交通空白地域における移動手段として新たな交通サービスの導入を図る。	市交通事業者	【効果】 持続可能な公共交通網の形成に資する。
		その他	・深川市除排雪助成事業 冬季を通して除排雪を実施する地域住民団体への事業費の一部を助成する。	市	【効果】 市道及び私道の冬季間における交通安全と生活環境の向上が図られる。

5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	生活安心除雪サービス事業 高齢等の理由で除雪に苦慮する市民の相談・問い合わせに対応するため、除雪サービスセンターによるサポートを行う。	市	【効果】 定住条件の改善が図られ、安心して生活できるまちづくりに資する。
		民間住宅助成制度 住宅持家の促進、住宅バリアフリー改修、住宅耐震改修等に要する費用の一部を助成する。	市	【効果】 市内での定住促進・まちなか居住、高齢者・障がい者対策、耐震改修促進などに資する。
	環境	町内会街路灯 LED 化事業 町内会等が設置する街路灯のLED化を推進する。	市	【効果】 省エネ時代に対応したまちづくりに資するとともに、町内会等の電気料金の負担軽減が図られる。
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	保育所保育料の軽減対策 国が実施する保育所保育料の軽減策に加え、本市独自の軽減措置を講じることで、保護者の経済的負担の軽減を図る。	市	【効果】 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備が図られ、少子化対策・人口減少対策としての効果が期待できる。
		子ども医療費支給事業 安心して医療を受けられる環境を整備するため、中学生以下の医療費について、一定所得以下の世帯の医療費負担を無料化する。	市	【効果】 少子化対策の一翼となり、人口の減少による過疎の進行を抑制できる。
		妊娠・出産応援交付金事業 妊婦が、健やかな妊娠と出産をむかえられるよう妊娠・出産応援費用及び妊産婦健診費用を妊娠中に現金で交付する。	市	【効果】 経済的負担の軽減など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに資する。
		産後ケア・育児サポート事業 市立病院の産婦人科外来で、助産師による産後の母親の体調管理や母乳の管理、育児相談などのサポートを受けられるよう、市が費用の一部を助成する。	市	【効果】 経済的負担や、産後の母親の育児に対する不安、負担感の軽減が図られ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに資する。
	高齢者・障害者福祉	移送サービス事業 公共交通機関等の利用が困難でハイヤーを利用せざるを得ない、車椅子やストレッチャー使用の高齢者及び身体障がい者（児）等に対し、移送サービス事業を行う。	市	【効果】 経済的負担を理由とした医療機関受診控えからの病状悪化を防止でき、身体状況維持・在宅生活継続が期待できる。
		福祉除雪サービス事業 除雪に困難をきたす高齢者や障がい者宅の門口や家回り等の除雪を行う福祉除雪サービスに対して補助を行う。 高齢者や障がい者が冬期間快適な生活を送るために除雪支援体制の確保が必要となっている。	市	【効果】 冬期間の安全・安心な暮らしが確保され、地域福祉の増進に期待できる。

		・障がい者等移動手段確保事業 障がい者等の日常生活や通院などに必要な交通手段について、個々の状況に応じた適切な対応を図るため、ハイヤー料金の一部助成を行う。	市	【効果】 経済的負担を理由とした医療機関受診控えからの病状悪化を防止でき、身体状況維持・在宅生活継続が期待できる。
		・高齢者バス利用料金助成事業 通院や買い物等に出かけやすい環境を整えるため、70 歳以上の高齢者に対し路線バス利用料金の一部を助成する。	市	【効果】 地域間格差の解消が図られ、高齢者の積極的な社会参加の促進や福祉の増進が期待される。
7. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	自治体病院	・休日・夜間急病診療体制確保対策 市民が安心して生活するうえで、休日・夜間の救急医療体制の確保が必要であることから、医師会に委託し休日・夜間急病診療体制を確保する。	市	【効果】 市立病院における医師の負担を軽減するとともに診療体制の充実が図られる。
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	義務教育	・学習サポートプログラム 児童生徒の生活習慣の乱れや学力不足を解消するため、学校ごとに特色ある学力向上メニューを実施するとともに、児童生徒の確かな学力向上のため、各学校の取り組みを支援する学習指導専門員を配置する。	市	【効果】 学習意欲の向上と家庭における学習習慣の確立により、学力向上が期待できる。
		・ICT 環境整備事業 教育の情報化を推進するため、小中学校における ICT 環境の整備を図る。	市	【効果】 ICT 環境を整備することで、個別最適な学習が可能となり、学力向上が図られる。
	高等学校	・公立高等学校の魅力ある学校づくり支援事業 高校教育における質の向上と多様化への対応が求められていることから、魅力ある学校づくりへの支援を行い、入学者数の確保を図る。	市	【効果】 入学者数の確保につながり、学校の安定的な存続や子ども進路選択幅の確保が図られる。
	生涯学習・スポーツ	・青少年育成事業 子どもの豊かな人間性や生きる力を育てるため、青少年の健全育成事業やリーダーの育成、子どもたちが企画する事業や地域子ども会事業などに助成を行うとともに、少年相談員を配置した相談窓口を設置し、悩みを抱えている青少年や保護者に対する相談対応を行う。	市	【効果】 学校や地域の枠を超えた交流機会の充実や、子どもたちが地域社会の中で活動できる力が養われ、将来にわたる地域社会の実現が図られる。
		・E-Library 整備事業 24 時間いつでもどこでも利用可能であり、音声読み上げ、字幕表示、文字サイズ変更可能など、機能が充実している電子書籍による図書館（読書環境）を整備し、地域の情報・学習拠点として大きな役割を担う図書館の機能充実を図る。	市	【効果】 読書離れが進んでいる若年層をはじめ、視覚に障がいのある方など幅広く読書活動の推進が図られるため、生涯学習活動の進展が期待できる。

	その他	・私学振興 拓殖大学北海道短期大学支援 学生の確保や、資質の高い人材の育成、地域における生涯学習を推進するため、拓殖大学北海道短期大学に対し、社会人教育や地元在住等の入学促進に対する助成、地域交流事業に対する助成などを行う。	市	【効果】 北海道における先進的農業教育に貢献することが期待されると同時に、地域の活性化が図られる。
10. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	・市民文化活動活性化事業 豊かな人間性を育み、地域における生活に潤いを与えるため、芸術鑑賞事業の実施や、文化公演等を開催する市民団体等に対する助成、市の文化活動組織である文化連盟に対し活動経費の一部を助成するなどにより、地域に根差した芸術文化活動を推進し、より多くの芸術文化を鑑賞できる機会の拡充を図る。	市	【効果】 市民が主体的に文化活動に参加する環境を整えられるとともに、地域における芸術文化の振興が図られる。
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	・中心市街地活性化事業 空洞化する中心市街地へ人の流れを導き出し、街のにぎわいを創出するための振興策に取り組む、市民による活動組織「中心市街地活性化市民会議」に対して交付金を交付する。	市	【効果】 市民自らが主体となって取り組む体制づくりや、持続的な活動を促進し、中心市街地の活性化に寄与することが期待できる。